

松浦沿岸海岸保全基本計画

平成27年12月

佐賀県
長崎県

はじめに

地球規模での環境問題や住民の環境意識の高まり、また海洋レクリエーション需要の増大など海岸を取り巻く社会情勢は大きく変化してきた。このような中、国民の生命や財産を護る「災害からの海岸の防護」を主な目的としていた海岸法が、平成11年5月にこの「防護」に加え「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」が加えられ、総合的な観点から海岸管理を行うことを目的に改正がなされた。この海岸法の改正を受け、各都道府県は国において策定された「海岸保全基本方針」に基づき、その地域の特性を踏まえ、学識経験者や地域住民の意見を反映させた「海岸保全基本計画」を策定することとされている。

佐賀県北西部及び長崎県北部に位置する松浦沿岸には、唐津市、伊万里市、松浦市、平戸市、佐世保市という拠点的機能を持つ複数の都市があり、工業、漁港、観光の拠点として発展している。特に本沿岸の大部分は、玄海国立公園、西海国立公園に指定され、日本三大松原の一つである「虹の松原」、七ツ島の柱状節理・海食洞、荒々しい海食崖を持つ「生月島」、美しく穏やかな景観を醸し出す「九十九島」などさまざまな観光資源を有している。

本「松浦沿岸海岸保全基本計画」はこれら松浦沿岸の特性を踏まえ、佐賀県・福岡県界から西海橋（佐世保市）までの離島を含めた総延長約1,175kmの松浦沿岸について今後の海岸保全に関する基本的な計画として佐賀県、長崎県が共同して策定したものである。

【 目 次 】

第1編 海岸の保全に関する事項	1
イ. 海岸保全基本計画を策定する範囲	2
ロ. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	3
(1) 海岸の状況	3
(2) 海岸防護・利用の実態	14
(3) 海岸の課題	16
(4) 海岸保全の方向	17
ハ. 海岸の防護に関する事項	18
(1) 海岸防護の目標	18
(2) 防護の目標を達成するための施策	19
ニ. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	20
(1) 海岸の環境整備及び保全するための施策	20
ホ. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	21
(1) 海岸の適正な利用のための施策	21
ヘ. ブロック区分及びブロック毎の海岸保全の方向性	22
(1) ブロック分けの考え方	22
(2) 佐賀県沿岸	22
(3) 長崎県沿岸	27
第2編 海岸保全施設の整備に関する事項	35
イ. 海岸保全施設の考え方	36
ロ. 海岸保全施設を整備しようとする区域	36
ハ. 海岸保全施設の種類、規模及び配置	36
ニ. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	36
ホ. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	36
第3編 海岸保全に関するその他の重要事項	76
イ. 関連計画との整合性の確保	76
(1) 関連する諸法	77
(2) 関連する諸計画	77
ロ. 関係行政機関との連携調整	78
ハ. 地域住民の参画と情報公開	78
ニ. 調査研究の推進	78
ホ. 計画の見直し	78

第 1 編

海岸の保全に関する事項

イ. 海岸保全基本計画を策定する範囲

海岸保全基本計画を策定する範囲は、海岸保全基本方針に基づき図 1.1 に示す松浦沿岸域（5市9町1村）とする。

また、松浦沿岸の総延長は約 1,125km（佐賀県：約 259km、長崎県：約 866km）である。

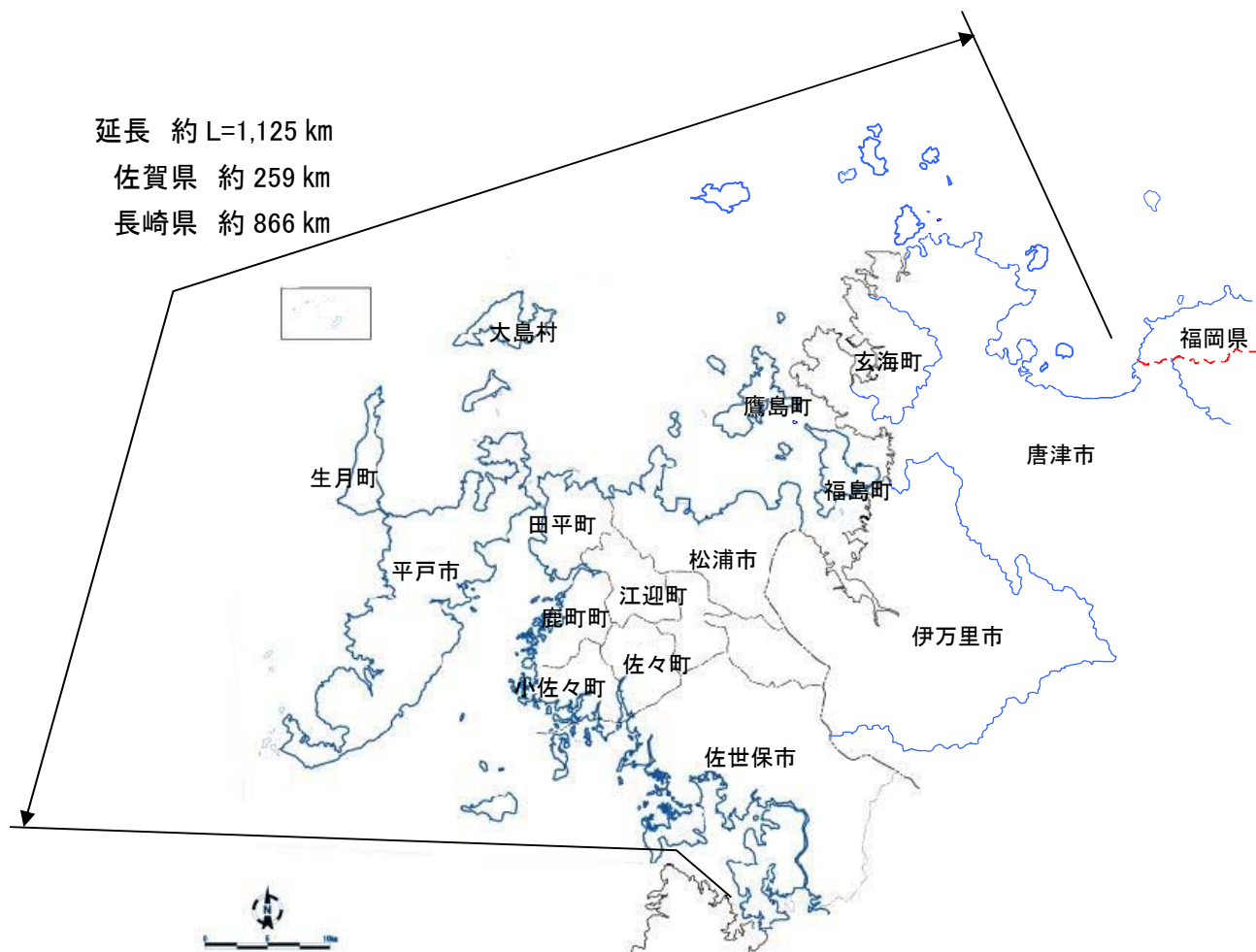


図 1.1 松浦沿岸位置

表 1.1 関連市町村一覧

5市2町	市	唐津市、伊万里市、松浦市、平戸市、佐世保市
	町	玄海町、佐々町

平成27年12月1日現在

ロ. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 海岸の状況

1) 海岸の自然的特性

1-1) 気象・海象

松浦沿岸の東端に位置する唐津（枝去木観測所）では年平均気温は 15.3℃、年平均降水量は約 1,900mm、中央の伊万里（伊万里観測所）では年平均気温 15.8℃、年平均降水量は約 2,100mm（いずれも平成 4～13 年平均）、西端の平戸では年平均気温 16℃、年平均降水量は約 1,800mm（平成 4～13 年平均；平戸測候所）で降雨は夏季多雨、冬季少雨を示している。

年間平均風速は唐津では 2.0m/s 程度で、7～9 月の S 方向からの期間を除き N 方向が卓越している。季節別では冬季には WNW 方向の風速 10m/s 以上の強風が卓越し、他の時期には NE 方向が卓越している。

また、平戸では冬季の NW 方向の風が卓越した地域であり、冬季の平均風速は 3.8m/s 程度である。（平成 4～13 年平均；平戸測候所）

その他、当沿岸の代表的な地点の潮位を示す。

表 1.2 松浦沿岸の潮位

	既往最高潮位 H.H.W.L (T.P.+m)	朔望平均満潮位 H.W.L (T.P.+m)	朔望平均干潮位 L.W.L (T.P.+m)	潮位差 (m)
佐世保港 (佐世保験潮所)	2.20 H24.年9月16号台風	1.80	-1.50	3.30
唐津港 (唐津港検潮所)	1.90 S53年8月	1.37	-0.92	2.29

(出典：海上保安庁資料、国土交通省資料)

1-2) 地形・地質

佐賀県側の松浦沿岸の形状は大きくリアス式海岸と砂浜に分けられ、上場地区から伊万里湾にかけては※沈降海岸溺れ谷が発達し複雑なリアス式海岸を形成しているが、唐津湾から東側（福岡県側）へは砂浜海岸が続き、海岸沿いの「虹ノ松原」は日本三大松原のひとつとして景勝地となっている。

上場地区は花崗岩や第三紀系地層を基盤とし、粘性の低い玄武岩が噴出してテーブル状に広がり溶岩台地を形成している。また、古第三紀末の地殻変動により長崎県から上場地区にかけてリアス式海岸が形成された。七ツ釜の柱状節理・海食洞は新第三紀末から洪積世にかけて活動した白山火山脈系溶岩の噴出後、侵食によって形成されたものである。

一方、長崎県側の松浦沿岸地域は、第三紀層の堆積後、隆起して削られ北西へ傾いた平坦面ができた。その上はマグマで覆われ、溶岩台地が形成され、その後、侵食されることにより複雑な起伏を持つ地形となった。その後沈降により海水が侵入し、小島群と多数の溺れ谷が見られる典型的なリアス式海岸をつくり、侵食されずに残った台地はメサ状地形となった。

九十九島は主として第三紀の砂岩からでき、生月島は殆どが玄武岩の台地であり、また、西海岸で大規模な海食崖が発達している。松浦北部はリアス式海岸で、特に伊万里湾は第三紀層の沈降海岸で海食崖が発達している。

※地盤が沈降することによって、陸上の谷地形が沈水し海面下に沈んで生じた細長い湾。

1-3) 生物相

松浦沿岸は九州本島の西北端にあり、朝鮮半島と東シナ海を挟んで中国大陸に最も近く洪積世陸続きであったことから、大陸に起因する植物が大半を占め、この中には松浦沿岸が分布の南限となっている植物もある。大陸と陸続きであった頃分布していた植物の中には、大陸と分離後独自の進化を遂げ南日本の固有種となったものも多い。

また、松浦沿岸は玄界灘に臨み黒潮の分流である対馬暖流の流動区域にあり琉球・台湾などの南方系植物が見られる。

表 1. 3 に松浦沿岸に関わりの深い希少生物を記す。

表 1. 3 松浦沿岸に関わりの深い希少生物

県域	分類	名称	環境庁カテゴリー	生息地
佐賀県域	植物	シバナ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	唐津市・伊万里市
	鳥類	チュウヒ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	伊万里市長浜
		カラスバト	絶滅危惧Ⅱ類(NT)	玄界灘の離島
	爬虫類	アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	唐津市
	甲殻類	カブトガニ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	伊万里湾
	昆虫	シオアメンボ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	唐津市・伊万里市
長崎県域	植物	ワカツルモ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	平戸市・生月町
		ゲンカイミミナグサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	平戸市・生月町
		ウラギク	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		ヒロハマツナ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		ハマジンチョウ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		ハマサジ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		リュウノヒゲモ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	福島町
		ヤリテンツキ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	福島町
	鳥類	ウミスズメ	絶滅危惧ⅠA類(CR)	九十九島周辺
		クロツラヘラサギ	絶滅危惧ⅠA類(CR)	九十九島周辺
		コシヤクシギ	絶滅危惧ⅠA類(CR)	九十九島周辺
		ツクシガモ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	平戸市
		オジロワシ	絶滅危惧ⅠB類(EN)	平戸市
		カンムリウミスズメ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺・平戸市
		ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺・平戸市
		アカアシシギ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺
		トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	九十九島周辺・平戸市
	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	平戸市	
	甲殻類	カブトガニ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	平戸市・松浦市・鷹島町・度島
		ハクセンシオマネキ	絶滅危惧Ⅰ類(NT)	九十九島周辺・福島町
	昆虫	ベッコウトンボ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	九十九島周辺
		タイワンツバメシジミ	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	九十九島周辺

出典) 佐賀県の絶滅のおそれのある野生動植物

RED DATA BOOK 2001 ながさきの希少な野生動植物

1-4) 水質

松浦沿岸海域の水質は、水質汚濁の主要な指標であるCOD（化学的酸素要求量）で見ると、定期的な観測が実施されている当沿岸海域の環境基準点 27 箇所（A 類型 20 箇所、B 類型 7 箇所）のうち、平成 13 年度においては佐世保湾内で 1 箇所、玄界水域で 5 箇所、環境基準を上回っている。その他は、全ての箇所で環境基準に適合している。

（出典：平成 13 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果）

また、当沿岸には水質測定を行っている海水浴場が 16 箇所あり、遊泳期間前の水質は、判定 AA・・・12 箇所、A・・・4 箇所であり、大半が良好な水質結果となっている。

（出典：平成 13 年版環境白書）

1-5) 流入河川

松浦沿岸には、一級河川 1 河川、二級河川 64 河川の計 65 河川が流入している。表 1.4 に松浦沿岸への流入河川一覧を記す。

表 1.4 松浦沿岸への流入河川

佐賀県沿岸	一級河川	松浦川		
	二級河川 (28河川)	玉島川	八田川	木須川
		佐志川	浜野浦川	伊万里川
		浦川	石田川	有田川
		橋本川	有浦川	脇野川
		呼子川	座川	里川
		江頭川	田野新田川	後川
		潟川	波多津川	楠久川
		野元川	立川	佐代川
		浦町川	拝川	志礼川
黒塩川				
長崎県沿岸	二級河川 (36河川)	相浦川	悪太郎川	今福川
		上矢岳川	江迎川	竹田川
		志佐川	敷佐川	調川川
		谷郷川	竜尾川	西流川
		中津良川	中川	東流川
		日宇川	早岐川	福石川
		人柱川	樋口川	古田川
		宮村川	安満川	大加瀬川
		釜田川	鏡川	神曾根川
		神の川	金田川	久吹川
		小佐々川	小森川	坂瀬川
		佐々川	佐世保川	鹿町川

出典) 佐賀県河川管内図

長崎県河川管内図

1-6) 景観

松浦沿岸の佐賀県域においては、海岸の大部分が玄海国定公園内にあり、自然の風景地を保護するとともにレクリエーション的な利用の増進を図っており、国民の休養及び教化に資している。リアス式海岸のなかでも海食洞、柱状節理の七ツ釜、玄武岩の岩脈により形成された立神岩（写真 1.1）等は自然景観に恵まれている。また、砂浜が続く虹ノ松原（写真 1.2）は日本三大松原のひとつとして有名であり、多くの観光客が訪れている。

一方、長崎県域においては、ほぼ全域が西海国立公園、または玄海国定公園に指定されている。特に、九十九島に代表される変化に富んだリアス式海岸や無数の島々が織りなす美しい海岸線は、本沿岸を特徴付けるものである。

西海国立公園中屈指の景勝地といわれる九十九島一帯（写真 1.3）は、日本で最も複雑な沈降海岸の1つで、島の配置・密度・澄んだ海水とあらゆる点ですぐれた多島海の美しさを見せている。また、これらの海岸景観は貴重な観光資源ともなっている。

また、生月町には、南北に500m、高さ約20mの規模の柱状節理（写真 1.4）が形成され、その見事な景観は、県の天然記念物に指定されている。



写真 1.1 立神岩（唐津市）



写真 1.2 虹ノ松原（唐津市）



写真 1.3 多島海（九十九島：佐世保市）



写真 1.4 海食崖（塩俵の柱状節理：平戸市）

2) 海岸と社会的特性

2-1) 人口

松浦沿岸5市9町1村の人口は、約521,000人（佐賀県：約178,000人、長崎県：約343,000人）であり、佐賀県人口の約20%、長崎県人口の約23%を占めている。そのうち、佐世保市の24.1万人が際だって多く、続いて旧唐津市7.9万人、伊万里市5.9万人、平戸市2.4万人、松浦市2.2万人と続いている（平成12年国勢調査）。

市町村別の人口推移をみると、佐世保市周辺の佐々町、小佐々町が増加傾向で推移している他は横這いか減少傾向にある。

表 1.5 松浦沿岸人口の推移

単位：人

	市町村	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
佐賀県	唐津市（旧唐津市）	(78,744) 115,634	(79,207) 114,958	(79,575) 114,102	(78,945) 112,042
	伊万里市	62,044	60,882	60,348	59,143
	玄海町	7,622	7,515	7,737	6,986
	唐津市浜玉町	10,391	10,224	10,296	10,415
	唐津市肥前町	10,960	10,551	10,009	9,125
	唐津市鎮西町	8,318	7,971	7,522	7,402
	唐津市呼子町	7,221	7,005	6,700	6,155
長崎県	佐世保市（旧佐世保市）	250,633	244,677	244,909	240,837
	平戸市（旧平戸市）	28,416	26,864	25,240	23,898
	松浦市（旧松浦市）	24,752	24,184	23,707	22,082
	平戸市大島村	2,228	2,194	2,005	1,785
	平戸市生月町	9,323	9,132	8,596	7,934
	平戸市田平町	8,752	8,382	8,125	7,967
	松浦市福島町	3,833	3,737	3,671	3,420
	松浦市鷹島町	3,727	3,333	3,092	2,866
	佐世保市江迎町	7,168	6,797	6,612	6,317
	佐世保市鹿町町	6,286	6,079	5,824	5,549
	佐世保市小佐々町	7,278	7,311	7,273	7,291
	佐々町	12,212	12,068	12,695	13,336
	地区計	549,908	538,113	533,936	521,453

出典：国勢調査

2-2) 産業構成

松浦沿岸の佐賀県域の就業者の産業構成比は、第一次産業 13.9%、第二次産業 28.1%、第三次産業 58.0%（平成 12 年国勢調査）で佐賀県平均に比べ第一次産業就業者の占める割合が高くなっており、市街地を除く周辺部では第一次産業が基幹産業となっている。

また、第一次産業就業者のうち、漁業に従事する就業者の構成比は県全体値を上回り松浦沿岸の豊かな水産資源に支えられ漁業が盛んな地域となっている。

一方、長崎県域の産業構成比は、第一次産業は離島である大島村、生月町、鷹島町で比率が 25%以上と県平均の 9.6%に比べて高く、逆に佐世保市、佐々町、江迎町では 10%未満と県平均より低い値を示している。全産業に占める漁業人口の割合は、鷹島町、生月町、小佐々町、大島村が 20%以上と高い。一方佐世保市、江迎町、佐々町は 1%以下と非常に低い。それ以外の市町では 4.0～15.3%までの広い幅を示している。

第二次産業は、一次産業の比率の多い大島村、鷹島町では 10%台と低く、それ以外の市町では 21～39%までの広い幅を示している。

第三次産業は、佐世保市、松浦市、佐々町、鹿町町、江迎町、田平町で 50%以上の高い比率を示している。

2-3) 漁業

松浦沿岸域には、84の漁港があり、そのうち第1種漁港65港、第2種漁港16港、第3種漁港3港があり、魚種別にみると主にいか類、まあじ、さば類、まだい、イワシ、貝類（あわび類、さざえ）、うに類、えび類などが水揚げされる。

また、養殖業も盛んであり、佐賀県唐津市肥前町では、まだい、ぶり類、真珠、伊万里市ではくるまえびが養殖されており、長崎県松浦市鷹島町においてフグが養殖されている。さらに、長崎県北松浦半島北部、平戸島周辺では魚類養殖、九十九島付近では真珠養殖、カキ養殖が営まれている。

2-4) アクセス

松浦沿岸には重要港湾が唐津港、伊万里港、佐世保港の3港あり古くから大陸との交易の中心地として栄えている。また、地方港湾は17港があり海岸・離島連絡や水産物の水揚げ等地域に密着した利用がなされている。

主要なアクセス道路として、海岸線に沿って国道204号が走っており、また、現在西九州道路も整備中で、観光ルートとして、また、物流のネットワークとして今後福岡方面へのアクセスの向上が期待されている

また、鉄道が佐世保を起点として、佐賀方面へJR佐世保線、大村方面へJR大村線、田平を経由して伊万里方面へ松浦鉄道が延びている。

2-5) 歴史・文化

松浦沿岸の佐賀県域は玄界灘に面し、地理的に韓国及び中国大陸に最も近接していることから、古来より大陸文化渡来の地として万葉集等の古記の中にも多くの歌が残されている。この地域の中心であった唐津の地名は、「唐(韓国、中国)に渡る港(津)」が語源といわれており、「魏志倭人伝」に記されている「末盧」は、東西松浦郡の「松浦」の語源といわれている。当地には古代から銅鏡や銅劍などがいち早く輸入され、近世初頭には朝鮮等から製陶技術が伝来して広まったとされる「唐津焼」は“一楽、二萩、三唐津”と称され茶人・愛陶家に尊ばれている。

また、伊万里も古くから焼き物の里として知られ、有田や伊万里には多くの窯があり唐津と並んで焼き物の交易では国内はもとより海外に広がり「有田焼」「伊万里焼」は世界的にも有名である。

日本三大松原の「虹ノ松原」は、17世紀初め初代唐津藩主寺沢志摩守広高が防風防潮林として海岸線の砂丘にクロマツを植林したのがはじまりとされている。

一方長崎県域の北松浦郡では、縄文土器が発掘されており、古代より人々が暮らしていたことが明らかとされている。8世紀初頭に編纂された「肥前国風土記」には、松浦郡について記されている。

平安時代中期より、松浦地方沿岸には松浦党と呼ばれる武力集団が割拠し、源平合戦では平家方の水軍として活躍したと言われる。鎌倉幕府の成立後、松浦一族は個別的に幕府と御家人関係を結んでいったとされ、地頭に補任される者もあった。

16世紀にはいり、戦国時代になっても松浦氏は勢力を伸ばし、平戸では王直（中国人倭寇の首領）を保護し、中国貿易により利益を得た。同様にポルトガル船の来航を歓迎し様々な交易で繁栄したものの、その後、仏教徒や家臣団の反発により宣教師を追放した。平戸藩の松浦氏は、秀吉の朝鮮出兵で活躍し、多くの陶工を連れ帰り、旧領6万3000石を安堵された。しかし江戸時代に入り鎖国が強化されると、海外貿易で繁栄していた平戸は衰退していった。1867年に大政奉還により幕藩体制は解体し、1871年の廃藩置県により平戸藩は長崎県に統合された。

明治維新後、佐世保は海軍の町として栄え、近代化の進展とともに周辺地域の炭田の開発も行われ、北松浦郡一帯が炭坑の町として栄えた。

なお、平戸市は、国及び県指定文化財が多く分布し、鷹島町においては、海底より元寇当時の遺物が多く引き上げられている。

2-6) 海岸利用・レクリエーション

松浦沿岸域の観光資源は、海岸沿いに多く散在しており、虹ノ松原（写真 1.5）、名護屋城跡、波戸岬（写真 1.6）、佐世保市の亜熱帯動植物園や西海パールシーリゾート（写真 1.7）、平戸市の松浦史料博物館などがあり、多くの観光客が訪れ利用している。

唐津湾の周辺に自然の砂浜が形成され、夏場は海水浴に利用され地域の観光産業となっている。また、立神岩付近には玄界灘の波を求めて多くのサーファーが訪れている。

九十九島は自然が生み出した重要な観光資源である。佐世保市の「西海パールシーリゾート」は、九十九島の玄関口にある観光・海洋レジャーの拠点であり、九十九島遊覧船や水族館、船の展示館など海をテーマにした施設が整備されている。

その他松浦沿岸には砂浜が点在し、夏期は海水浴場として賑わっている。特に伊万里市の伊万里人工海浜公園（イマリンビーチ）（写真 1.8）、平戸市の根獅子の浜海水浴場（写真 1.9）は日本の水浴場 88 選（平成 13 年）に選定されるほど美しい砂浜である。



写真 1.5 虹ノ松原（唐津市）



写真 1.6 波戸岬（唐津市）



写真 1.8

伊万里人工海浜公園（伊万里市）



写真 1.7

西海パールシーリゾート（佐世保市）



写真 1.9

根獅子の浜海水浴場（平戸市）

2-7) 地域住民の活動

松浦沿岸においては、地域住民等による海岸清掃、環境保全等のボランティア活動が行われている。

現在、佐賀県の唐津市では毎年6月に海岸清掃のボランティア活動としてラブ・アースクリーンアップ活動（写真1.10）が実施されており多くの市民が参加している。

また、長崎県では「県民参加の地域づくり事業」において、行政と地域住民が協働して、「河川」、「道路」、「海岸」、「港湾」を対象に清掃活動を実施している。（写真1.11）



写真 1.10

ラブ・アースクリーンアップ活動（唐津市）



写真 1.11

県民参加の地域づくり事業

(2) 海岸の防護・利用の実態

1) 既往災害の実態

九州は台風の常襲地帯であり、松浦沿岸でもっとも大きく被害を受けるのは、台風が九州の南西海上から直接松浦沿岸に來襲するか、または九州の西方を北上する場合である。

昭和 26 年 10 月の台風第 11 号（マージ台風）が九州の中央を縦走し、両県下のほぼ全域で高潮の被害を受けた。昭和 26 年 10 月の台風第 15 号（ルース台風）では県下全域が暴風雨によって大きな被害を受け、特に北松浦郡ではさらに高潮が加わり、被害が大きくなった。また、昭和 31 年 8 月の台風 9 号、9 月の台風 12 号、昭和 34 年 9 月の台風 14 号、昭和 38 年の台風 4 号では松浦沿岸各地で高潮被害が発生している。また、昭和 40 年 9 月の台風 23 号では高波による被害が発生している。

近年では昭和 46 年 11 月の台風 35 号により唐津市で台風の余波による高波で海水が侵入し被災し、昭和 62 年台風第 12 号では平戸の前津吉漁港に建設中の防波堤が決壊した。

2) 海岸事業の実態

松浦沿岸は、社会基盤施設や住宅の多くが、リアス式海岸の入江の平地に点在していて、一部老朽化の著しい護岸がある。過去、幾多の台風、季節風に起因する高潮などにより護岸の決壊、海岸線の浸水、侵食、洗掘、海水の越波、塩害の被害が発生してきた。

これらに対し、昭和 31 年海岸法制定後の昭和 30 年代後半から、高潮対策事業等による海岸整備を進めているが、近年は海洋性レクリエーション需要の増大に対応し、環境等整備事業等も行っている。写真 1.12 は伊万里港海岸、また、写真 1.13 廻田海岸で、海岸（高潮）事業で護岸が整備されている。

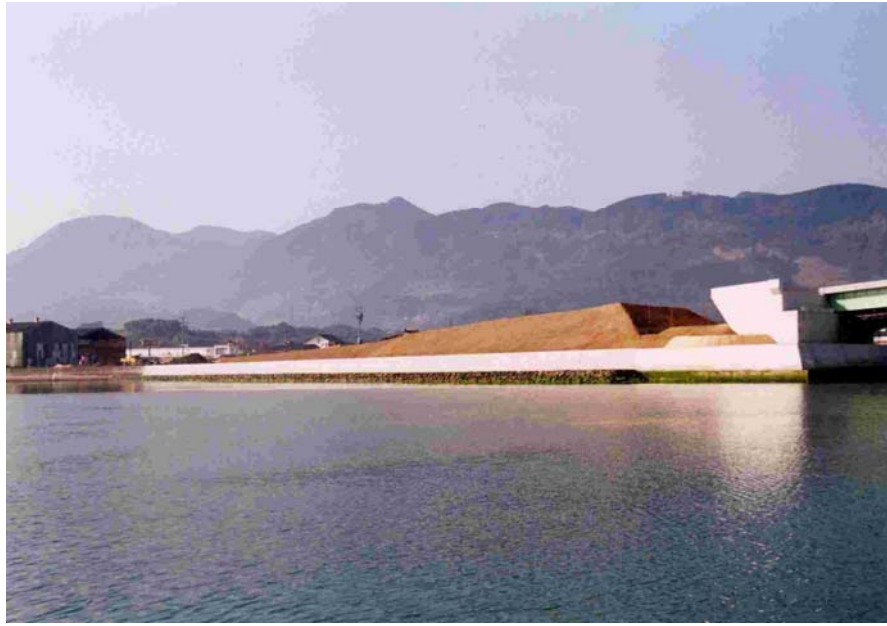


写真 1.12 伊万里港海岸



写真 1.13 廻田海岸

(3) 海岸の課題

1) 海岸の防護に係る現状と課題

松浦沿岸には、平戸島や生月島等の東シナ海の外洋に面し波が高い地域と、リアス式海岸の入り組んだ地形により波は比較的穏やかな地域が混在している。本沿岸部の海岸は、台風による高波・高潮被害や冬季季節風の被害を受けてきた。

海浜においては、侵食による前浜の減少が著しく進んでおり、越波被害が増加する事が予想され風光明媚な海岸線の景観にも影響を及ぼしている。

また、本沿岸の海岸施設は老朽化が進んでいるところもあり、一部では越波、侵食の被害が発生していることから、施設整備等のハード対策を十分に行うほか、ソフト対策の実施も進めていくことが重要である。

2) 環境の整備と保全に係る現状と課題

当沿岸域において保全施設の整備が行われてきた箇所が多くは、背後地に社会基盤や市街地があるところで、その整備は主に防護に重点を置いた海岸線整備であった。本沿岸部は、多くの自然海岸や磯、海岸林などが残されており、西海国立公園、玄界国定公園として位置付けられ、九十九島等の優雅な景観を持つリアス式海岸や、生月島等の東シナ海に面した荒々しい海岸景観を有している。

また、多様な生物の生息する藻場が広く分布している他、点在する小規模な干潟にはカブトガニやハクセンシオマネキ等の貴重な動植物の生息が確認されている。

唐津湾と伊万里湾といった陸域に近接した海域では、水質の環境基準値を超過しており、陸域からの汚濁負荷量を減少させる等の改善が必要となっている。

こうした現状を踏まえて、豊かな自然環境や景観を保全しつつ、水質の保全や海岸侵食及び漁場環境の保全の問題についても対策を講じていくことが重要な課題としてあげられる。

3) 公衆の適正な利用に係る現状と課題

本沿岸域は虹ノ松原、九十九島や生月島の断崖等の優れた自然資源を活かした観光地が多数存在する。

また、地形上、天然の良港が多く、増殖場や魚礁なども多く設置され、沿岸漁業も盛んである。同様に、造船所の立地場所としても適しており、大小の造船所がある。

平戸島や北松浦半島北岸、唐津北岸には美しい砂浜もあり、海水浴場等に毎年多くの利用客が訪れている。

一方で、近年、海岸利用の多様化、高齢化が進んでおり利便施設の整備、施設のバリアフリー化、海岸利用のルール化など利用面での課題となっている。また、観光産業として地域振興、地域交流の活性化を図っていくためには、海岸のPRやアクセスの整備も課題である。

(4) 海岸保全の方向

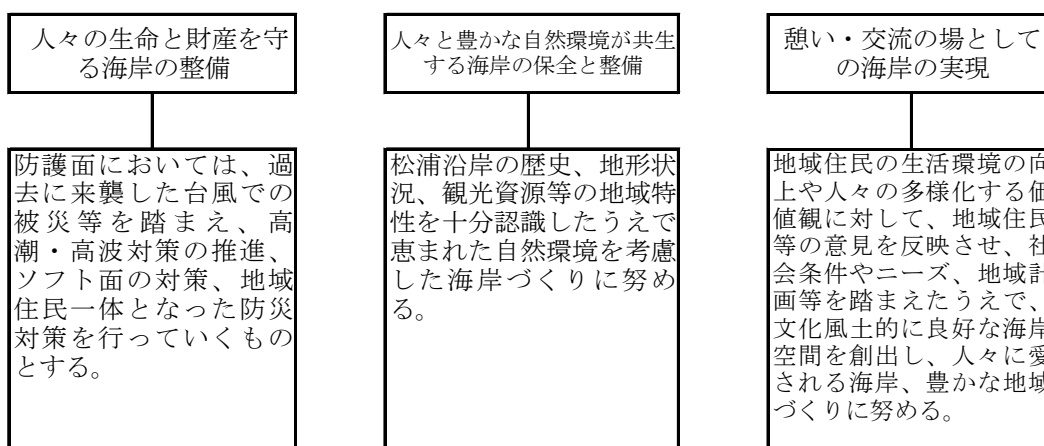
松浦沿岸の海岸の保全の方向については、地域の自然的・社会的特性を配慮し、高潮・波浪・侵食に対する防護とともに、海岸の環境や海岸の利用に配慮した海岸づくりを推進していく。

また、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸を保全していくために、地元や関係機関等と連携して海岸の適正な管理に努めていく。

■ 基本理念

- ① 人々の生命と財産を守る海岸の整備
- ② 人々と豊かな自然環境が共生する海岸の保全と整備
- ③ 憩い・交流の場としての海岸の実現

基本理念を認識したうえで、「災害からの海岸域の防護」と「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」の視点に立って、美しく安全で、いきいきとした海岸を目指し、良好な松浦沿岸域を次世代へ継承していくものとする。



ハ. 海岸の防護に関する事項

(1) 海岸防護の目標

高潮に対しては、過去に発生した高潮の記録に基づく既往の最大潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えたものによって、高潮被害を受けないことを目標とする。

また、侵食に対しては、「現汀線の維持」を原則とするが、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合や、侵食が著しく景観や海岸利用の復活を必要とする海岸は、「汀線の回復」を図ることとする。

松浦沿岸における防護水準は、次表のとおりとする。

表 1.6 防護水準

県名	市町村名	高潮・波浪		侵食
		潮位(設計高潮位)	波浪	
佐賀県	唐津市	表 2. 1 に記載	適切に推算した 沖波換算値	現状の汀線維持を 原則とし、必要に応 じて汀線の回復
	玄海町			
	伊万里市			
長崎県	松浦市	T. P. +1. 75m		
	平戸市	T. P. +2. 15m		
	佐々町			

※設計高潮位について、

平戸市: 佐世保市境から平戸市野子町(東海岸) T.P.+2.15m

: 平戸市野子町(西海岸)から松浦市境 T.P.+1.75m

(2) 防護の目標を達成するための施策

海岸の防護にかかる課題に対応するため、以下に示す施策を地域の特性に応じて実施する。

【高潮対策、越波対策】

冬季風浪による施設被害、越波被害が発生する海岸並びに台風襲来に伴う高潮被害が発生する海岸については、堤防、護岸、消波工等の設置を行う。また、必要によっては、潜堤、離岸堤等の施設を適切に配置し、それらの複合機能により海岸を守る面的防護方式を採用する。

【減災への取り組みやソフト対策】

防護水準を越える高潮・波浪に対しては、市町村等関係機関と連携し、警戒・避難体制の整備や避難場所の周知、災害情報の提供等ソフト対策により被害の軽減に努める。

【侵食対策】

侵食が進行している海岸については、背後に被害が生じる可能性が高い場合、現状の汀線を保全・維持することを基本的な目標とし、景観に配慮しながら汀線の回復に努める。

【地震対策】

地域の実情に応じて、液状化対策を含む地震対策及び既存施設の補強・改良を行いながら海岸保全施設の耐震化に努める。

【海岸保全施設の機能維持】

老朽化の著しい施設については、その状況に応じて機能維持並びに修復に努める。

【防風・防潮林の整備】

海岸域は、台風時の飛塩により作物の大規模な塩害が発生する機会が多いため、暴風・防潮林の維持、回復に努める。

【新技術の適用】

これまで直立消波護岸等を適用してきたが、今後もコスト縮減に努めると共に、環境・利用面とのバランスを図りながら、防護面に優れた新技術の適用に努める。

【異常気象・地球温暖化への対応】

異常気象や地球温暖化等に伴う海面上昇については、情報の収集等を進めることとし、十分な注意を払うよう努める。

二. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

(1) 海岸の環境整備及び保全するための施策

環境の整備と保全にかかる課題に対応するため、以下に示す施策を地域の特性に応じて実施する。

【生態系の保全・復元】

海岸保全施設等の整備に当たっては、多様な生態系や美しい景観の保全を図り、必要に応じ、生物の生育等に配慮した工法・構造の導入を図る。

特に、貴重種が確認されている海岸の整備にあたっては、専門家等の意見を聴き、十分な注意を払いながら海岸の保全に努める。また、その他の海岸においても、必要に応じ専門家等の意見を聴くものとする。

【ボランティア活動の推進】

海岸域の貴重な動植物を保護育成するとともに、ゴミ等の散在による環境の悪化を防ぐために、海岸美化活動をはじめとする日常的なボランティア活動等を推進するために関係機関と連携を図り、海岸愛護の啓発に努める。

【環境情報の収集】

海水浴場、海域、流入河川の水質や沿岸域に生息する動植物種等の海岸環境に関する情報を、関係機関との連携を図り、収集に努める。

【緑化の推進】

海岸林や公園整備などが海岸線において配置されているのは拠点的にとどまり、必ずしも良好な景観形成や多様な生態系を創出するだけの質・量を確保できていない。

このため、防風・防潮効果、シンボリック効果、公園等の併設によるオアシス効果、観光の効果を出すなどの付加価値を考慮し緑地などの確保を検討する。

【新技術の適用】

これまで海岸付近の自然環境を残すための新しい技術のを適用してきたが、今後もコスト削減に努めると共に防護・利用面とのバランスを図りながら、環境面に優れた新技術の適用に努める。

【藻場の保全】

海洋性生物の生息、生育、産卵の場である藻場の保全を推進するよう関係機関との連携を図り、藻場の保全に努める。

ホ. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(2) 海岸の適正な利用のための施策

公衆の適正な利用にかかる課題に対応するため、以下に示す施策を地域の特性に応じて実施する。

【利用者に配慮した設置計画】

海や海岸は、多くの人々が利用の場と考えており、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に配慮した施設計画を図る。特に、高齢者や障害者等も海辺に近づき、自然とふれあうことの出来る施設のバリアフリー化の推進に努め、海岸へのアクセスの向上を目指した海岸整備の推進を図る。

【海岸利用時のマナー向上及び規制】

自然環境への悪影響を及ぼさない海岸利用、マナーの向上等について関連機関との連携を図り、啓発活動を推進する。また、砂浜に生息・生育する生物の保護のために、関係機関との連携を図り適正な規制を行う。

【関連施策（プロジェクト）との連携】

海岸の適正な利用の推進においては、海岸及び周辺で行われる施策（プロジェクト）との関連を図る。

【地域住民との連携】

海岸を広く適切に活用し、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及びゴミ処理など自然との共生の促進等のため、地域住民との連携を図る。

【新技術の適用】

今後もコスト縮減を図るとともに、防護・環境面とのバランスを図りながら、利用面に優れた新技術の適用に努める。

へ. ブロック区分及びブロック毎の海岸保全の方向性

(1) ブロック分けの考え方

海岸保全基本方針では、「防護」、「環境」、「利用」の3つの調和がとれた総合的な海岸の保全を推進することとしている。

佐賀県では、防護・環境・利用が調和した海岸整備をより自然的・社会的特性地域に即したものとなるように、ブロック区分に当たっては、背後の利用状況や沿岸市町のまちづくりの動向等を踏まえて3つのブロックに区分けしている。

また、長崎県では、自然的・社会的特性を考慮したブロック区分を設定し、ブロック毎に環境面・利用面について評価を行い、海岸の保全を進めるに際して、環境、利用面に配慮しながら必要な防護策を実施していく。

(2) 佐賀県沿岸

1) 沿岸域の区域分け

a 唐津湾ブロック

唐津湾内に位置し、砂浜を有する海岸線で、福岡県の県境から唐津市の土器崎の範囲にあたる。本ブロックは松浦沿岸で最も広大な海浜を有し、唐津域や虹の松原など観光資源に優れ、また、マリンスポーツ等のイベントも多く、県内外からの利用が多い区域である。関係市町村は唐津市である。

b 玄界ブロック

松浦沿岸の北西部に位置し玄界灘の波の影響を強く受けたリアス式海岸の特徴を持ち、唐津市土器先から日比水道北端までと有人離島6島を含む範囲にあたる。本ブロックは、全国的に有名な名護屋城跡や波戸岬、七ツ釜のほか呼子朝市などの観光資源に恵まれ、県内外からの利用が多い区域である。また、自然が多く残り貴重な動植物の生息が確認されている区間である。関係市町村は、唐津市・玄海町である。

c 伊万里湾ブロック

本ブロックは伊万里湾に位置する広大な干潟を有する穏やかな海域で日比水道北端から長崎県境までの範囲にあたる。本ブロックは古くから港として発達してきた区域であり、そのほとんどが干拓等による人工海岸であることの反面、伊万里川の河口では土砂供給により多くの動植物が生息している豊かな干潟がひろがり、イロハ島など松浦沿岸北部とは相違な様相を持つ区域である。関係市町村は、唐津市・伊万里市である。

2) ブロック毎の海岸保全に対する考え方

対象沿岸でのブロック毎の海岸保全目標は、沿岸市町のまちづくりの動向等を踏まえて以降に示す。

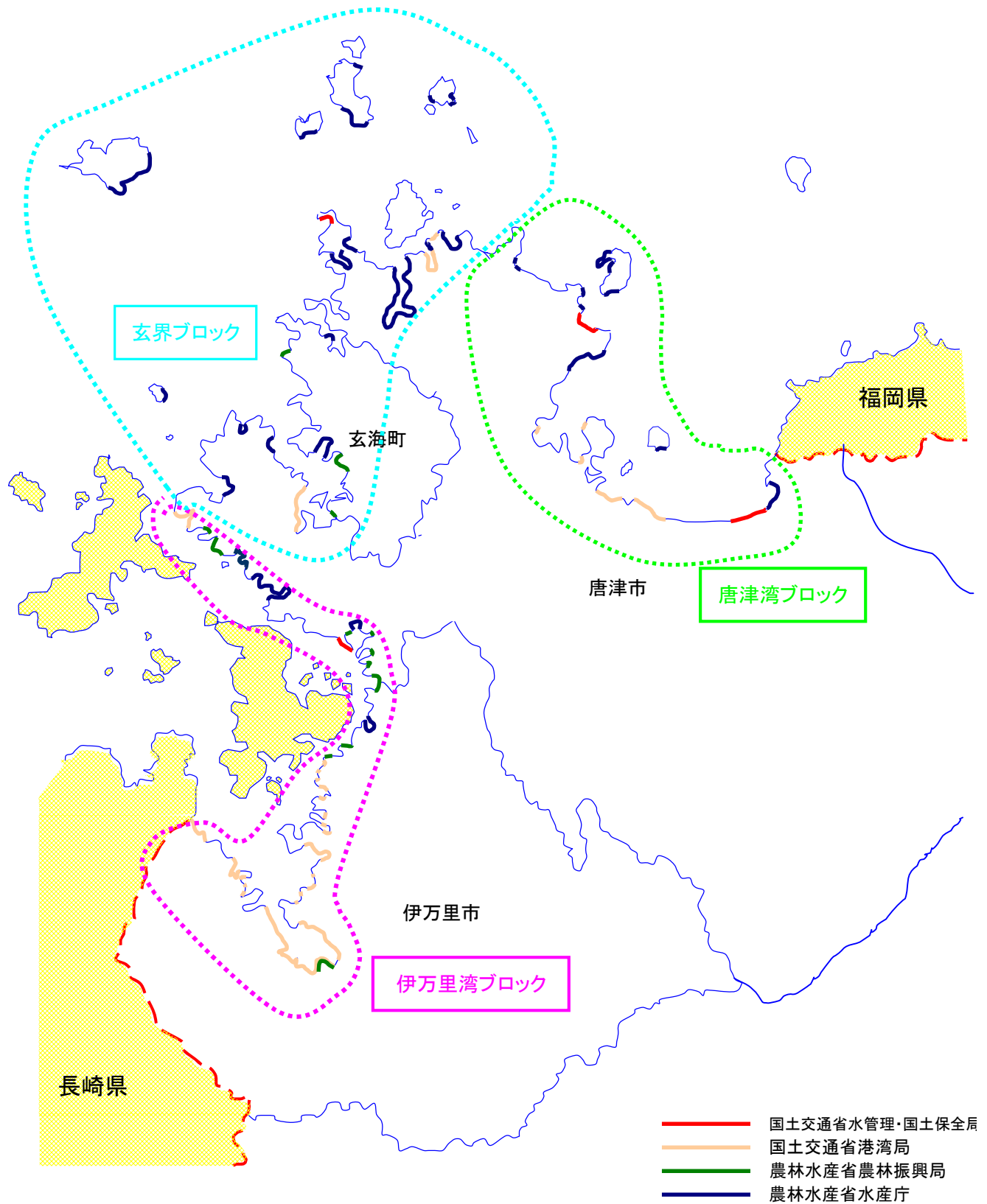


図1.3 松浦沿岸ブロック区分図

美しい松原・やさしい里浜づくり

ブロック名	唐津湾ブロック
海岸	<p>浜崎漁港海岸、浜玉海岸、唐津港海岸、高島漁港海岸、相賀漁港海岸、唐津海岸、湊浜漁港海岸、神集島漁港海岸、屋形石漁港海岸</p>
対象地域の現況	<p>【位置】 ○福岡県の県境から唐津市西部の土器埼までの範囲</p> <p>【自然】 ○日本三大松原の一つ「虹ノ松原」をはじめ白砂青松に恵まれた砂浜海岸が続く。 ○この海浜ではアカウミガメ（絶滅危惧種）の生息が確認されていたが、平成8年頃から人の流入により産卵環境が悪化したことで当海浜での産卵は確認されていない。 ○植生はハマヒルガオ、オヒシバ等が群落を形成している。 ○通年でウミネコのほか、冬季にユリカモメ、ヒドリガモ、ミヤマカラスが見られる。</p> <p>【利用】 ○唐津湾ブロックは豊富な観光資源を有する唐津市への観光客も多く、平成11年の利用者は約470万人であった。 ○広大な海浜は海水浴場に指定されマリンスポーツやイベントなどが盛んに行われ県内外から年間約20万人が利用している。 ○唐津港は伊万里港とならび、佐賀県北域の物資の搬入出港として利用されている。</p>
整備の基本方針	<p>【整備の方向】 ○老朽化の著しい護岸等については、その状況に応じて改築・新築等の施設整備に努める。 ○利用の増加による環境面などの変化に配慮し、地域住民や関連する他行政機関との緊密な連携のもとに、松原の清掃などのボランティア活動等を促進し自然環境の維持管理に努める。 ○唐津市の優れた観光資源を前面に生かした海岸利用の促進に努め、適正な海岸保全を図りながら、海浜の環境の維持・再生・整備を進めていく。</p> <p>【自然】 ○砂浜海岸の貴重な塩生植生群や生態系の保全を図り、その観察を通じた環境学習の場とする。</p> <p>【利用】 ○観光資源としての保全と利用との調和を図りつつ、砂浜を活かしたレクリエーションの場づくりを行う。 ○広大な砂浜と背後の松原景観を保全するための施策を講じる。</p>

自然のロマンを感じる海岸・海と大地のハーモニー

ブロック名	玄界ブロック
海岸	小友漁港海岸、呼子漁港海岸、呼子港海岸、加部島漁港海岸、小川島漁港海岸、加唐島漁港海岸、松島漁港海岸、名護屋漁港海岸、波戸漁港海岸、波戸岬海岸、串浦漁港海岸、馬渡島漁港海岸、外津漁港海岸、値賀海岸、仮屋漁港海岸、有浦海岸、仮屋港海岸、京泊漁港海岸、福浦漁港海岸、向島漁港海岸、駄竹漁港海岸
対象地域の現況	<p>【位置】</p> <p>○唐津市の土器埼から日比水道北端まで、および有人離島6島を含むの範囲</p> <p>【自然】</p> <p>○玄界灘の高波の影響を強く受け、起伏に富んだリアス式海岸が特徴である。</p> <p>○大部分は海岸までの山付けである。</p> <p>○植生はホソバワダン・ダルマガク等が群落を形成している。</p> <p>○通年でウミネコのほか、冬季にユリカモメ、ヒドリガモ、ミヤマカラスが見られる。</p> <p>【利用】</p> <p>○玄界ブロックは観光名所が多く存在しているため唐津市等と一体化した集客力を有している。特に唐津市の七ツ釜・波戸岬・名護屋城跡・呼子大橋への観光が盛んになっている。平成11年の利用者は約250万人（唐津市呼子町、鎮西町、肥前町及び玄海町の観光客）で利用が多いブロックである。</p> <p>○この地域は漁業が盛んな地域であり、リアス海岸を利用した漁港が本域には15箇所ある。</p>
整備の基本方針	<p>【整備の方向】</p> <p>○老朽化の著しい護岸等については、その状況に応じて改築・新築等の施設整備に努める。</p> <p>○地域住民や関連する他行政機関との緊密な連携のもとに、海岸線に点在する優れた観光資源を生かした海岸の利用を促進し適正な海岸保全を図る。</p> <p>○海岸線は、多くの自然が残されている。これら恵まれた自然環境・景観の維持、保全に努める。</p> <p>【自然】</p> <p>○磯や海岸線の生態系の保全を図る。</p> <p>【利用】</p> <p>○複雑に入り組んだリアス式海岸線を活かした自然景観の保全と利用により、地域の活性化を図る。</p>

アジア交流、自然交流の海岸づくり

ブロック名	伊万里湾ブロック
海岸	星賀港海岸、切木海岸、晴気漁港海岸、高串漁港海岸、肥前海岸、大浦漁港海岸、波多津漁港海岸、波多津海岸、伊万里港海岸
対象地域の現況	<p>【位置】 ○日比水道北端から長崎県境までの範囲（福島、鷹島除く）</p> <p>【自然】 ○鷹島や福島の内海であるため穏やかな海域である。 ○海岸の大部分は山が海岸線まで迫っている。 ○唐津市肥前町沿岸のいろは島は大小48の島が浮かぶ風光明媚な景勝地が存在する ○伊万里川河口で動植物にとって豊かな自然を育む干潟が広がり、アシハラガニ、シギ、チドリなどが確認される。なかでも、この干潟では全国的に数少ないカブトガニの生息地である。 ○通年でウミネコのほか、冬季にユリカモメ、ヒドリガモ、ミヤマカラスが見られる。 ○背後の干拓地では、マナヅル、ナベヅルの越冬地づくりが行われている。</p> <p>【利用】 ○古くから港・航路として利用されている区域であり、大規模造船所やコンビナート施設や工業団地が並ぶ人工的海岸である。伊万里港は現在、コンテナターミナルの整備により、アジア諸国との物流貿易港として発展している。 ○伊万里市では“学術研究・自然学習ブロック”を設けるなどして自然環境の保全に努めている。 ○伊万里市では今後、背後圏全体を視野に入れ海事機関の充実や物流情報化の推進など貿易機能の強化に努め、九州北部地域におけるアジアへ向けた国際貿易拠点づくり構想を掲げている。 ○湾内の穏やかな海域を利用した養殖が盛んに行われている。</p>
整備の基本方針	<p>【整備の方向】 ○老朽化の著しい護岸等については、その状況に応じて改築・新築等の施設整備に努める。 ○干潟に生息する動植物生育環境等生態系の保護に努める。 ○地域住民や保護団体、関連する他行政機関との緊密な連携のもとに、いろは島等の観光資源を生かした海岸の利用を促進し、適正な海岸保全を図りながら、自然環境の維持・再生・整備を進めていく。</p> <p>【自然】 ○松浦沿岸には少ない干潟における生態系の保全を図り、その観察を通じた環境学習の場とする。</p> <p>【利用】 ○自然環境と港湾施設との調和を計りつつ、交流拠点としての地域づくりを行う。</p>

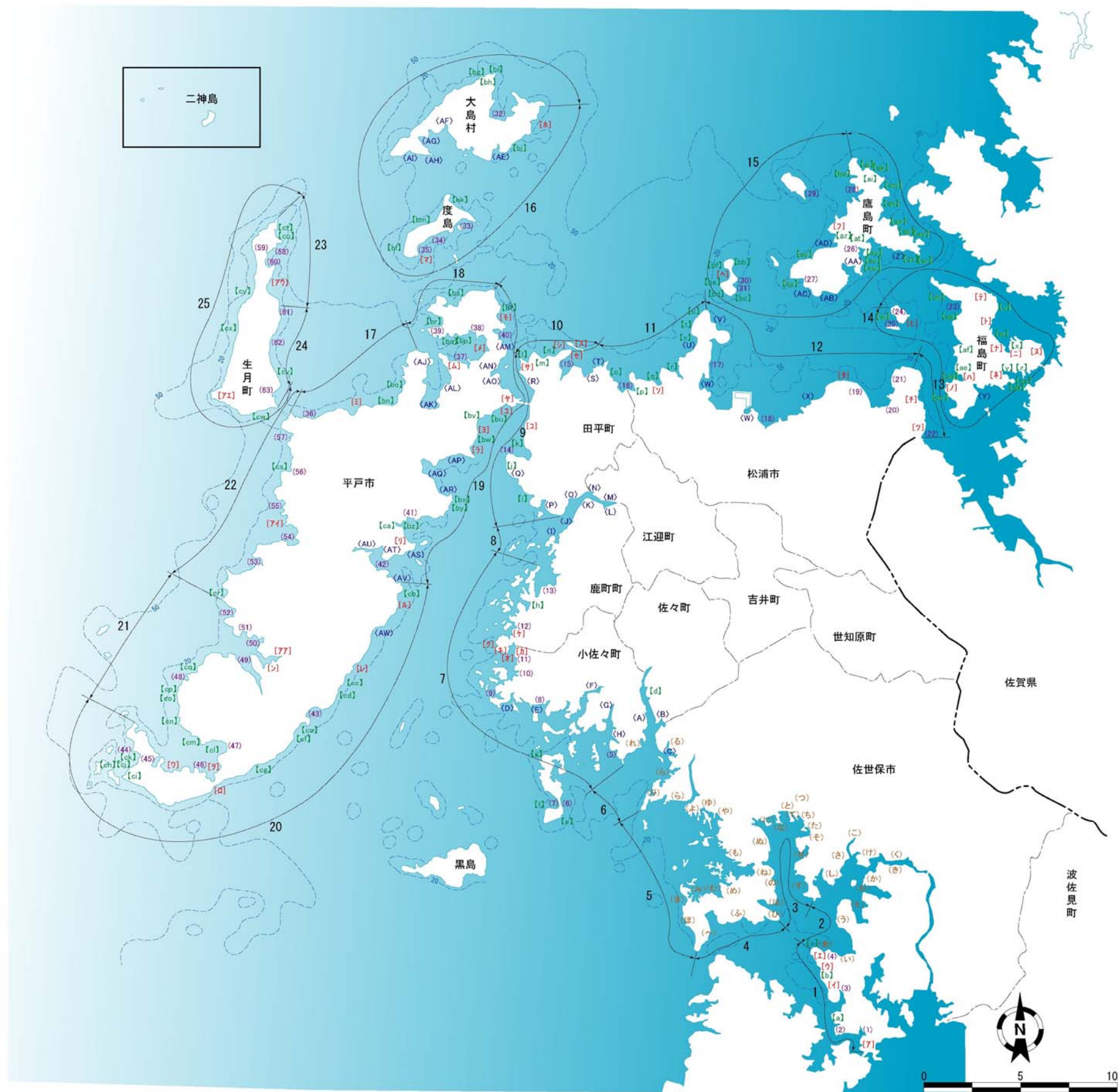
(3) 長崎県沿岸

1) 海岸のブロック区分

松浦沿岸は海岸線延長が約 866km と長く、区域によってそれぞれ異なった特徴を有することから、表 1.7 および図 1.4 に示すような自然的・社会的特性を考慮し、連続性・一体性のあるブロック区分を設定した。

表 1.7 ブロック分割

ブロック設定条件	内 容
地形	岬と岬に挟まれた湾などの海岸線が連続していたり、海岸の方向や地形的条件が類似した区間
背後地状況	背後地の地形や土地利用、社会条件が類似した区間
海岸形状	浜／磯といった同系統の海岸形状である区間
指定地域等	自然公園等の法的指定のかかった区間



評価ブロック	国土交通省 河川局	国土交通省 港湾局	農林水産省 農村振興局	農林水産省 水産庁
1	[7]小倉 [1]後平 (9)黒瀬 [4]口木		[a]入崎 [c]大の音	(1)黒瀬漁港 (2)黒瀬漁港 (3)黒瀬漁港
2		[a]佐世保港(い)佐世保港(う)佐世保港(え)佐世保港 (お)佐世保港(か)佐世保港(き)佐世保港(こ)佐世保港 (け)佐世保港(け)佐世保港(せ)佐世保港(し)佐世保港	[c]口木	(4)黒瀬漁港
3		[a]佐世保港(せ)佐世保港(そ)佐世保港(た)佐世保港 (ち)佐世保港(つ)佐世保港(て)佐世保港(と)佐世保港 (な)佐世保港(に)佐世保港(ぬ)佐世保港(ね)佐世保港 (の)佐世保港(は)佐世保港(ひ)佐世保港		
4		[a]佐世保港(へ)佐世保港		
5		[a]佐世保港(ま)佐世保港(み)佐世保港(む)佐世保港 (め)佐世保港(も)佐世保港(や)佐世保港(ゆ)佐世保港 (よ)佐世保港		
6		(A)佐々港(B)佐々港(C)佐々港 (c)佐世保港(y)佐世保港(z)佐世保港(れ)佐世保港	[c]長引島	
7	[1]上矢原 [5]矢原平 (年大堀) [7]黒瀬 [2]太刀目	(D)日ノ浦港 (C)日ノ浦港 (F)日ノ浦港 (G)日ノ浦港 (H)日ノ浦港	[e]寺 [1]崎田 [c]坂田 [b]長津	(5)赤子漁港 (6)黒瀬漁港 (7)黒瀬漁港 (8)黒瀬漁港 (9)黒瀬漁港 (10)矢原漁港 (11)矢原漁港 (12)矢原漁港 (13)黒瀬漁港
8		(I)江迎港 (J)江迎港 (K)江迎港 (L)江迎港 (M)江迎港 (N)江迎港 (O)江迎港		
9	[1]鹿角 [2]鹿角 [3]鹿角	(P)江迎港 (Q)大瀬港 (R)田平港	[1]天理 [2]青砂崎 [3]山崎	(14)生内漁港
10	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬		[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	
11	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(S)黒瀬港 (T)久吹港 (U)下田港	[a]カゲヤマ [c]黒瀬山・黒瀬山 [d]大崎 [e]黒瀬山 新田 [f]黒瀬山 黒瀬 [g]黒瀬山 [h]黒瀬山	(15)黒瀬漁港 (16)黒瀬漁港
12	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(V)黒瀬港 (W)黒瀬港 (X)黒瀬港		(17)黒瀬漁港 (18)黒瀬漁港 (19)黒瀬漁港 (20)黒瀬漁港 (21)黒瀬漁港
13	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬			(22)黒瀬漁港
14	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(Y)黒瀬港	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(23)黒瀬漁港 (24)黒瀬漁港 (25)黒瀬漁港
15	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(Z)黒瀬港 (AA)黒瀬港 (AB)黒瀬港 (AC)黒瀬港 (AD)黒瀬港 (AE)黒瀬港	[a]立石 [b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(26)黒瀬漁港 (27)黒瀬漁港 (28)黒瀬漁港 (29)黒瀬漁港 (30)黒瀬漁港 (31)黒瀬漁港
16	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(AE)大島港 (AF)大島港 (AG)大島港 (AH)大島港 (AI)大島港 (AJ)大島港	[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(32)黒瀬漁港 (33)黒瀬漁港 (34)黒瀬漁港 (35)黒瀬漁港
17	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(AU)大島港 (AV)大島港	[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(36)黒瀬漁港 (37)黒瀬漁港 (38)黒瀬漁港 (39)黒瀬漁港
18	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(AJ)古江港 (AK)古江港 (AL)古江港	[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(40)黒瀬漁港 (41)黒瀬漁港 (42)黒瀬漁港
19	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(AM)中ノ浦港 (AN)中ノ浦港 (AO)中ノ浦港 (AP)中ノ浦港 (AQ)中ノ浦港 (AR)中ノ浦港 (AS)中ノ浦港 (AT)中ノ浦港 (AU)中ノ浦港 (AV)中ノ浦港	[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(43)黒瀬漁港 (44)黒瀬漁港
20	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬	(AW)大川港	[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(45)黒瀬漁港 (46)黒瀬漁港 (47)黒瀬漁港 (48)黒瀬漁港 (49)黒瀬漁港 (50)黒瀬漁港 (51)黒瀬漁港 (52)黒瀬漁港
21	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬		[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(53)黒瀬漁港 (54)黒瀬漁港 (55)黒瀬漁港 (56)黒瀬漁港 (57)黒瀬漁港
22	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬		[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(58)黒瀬漁港 (59)黒瀬漁港 (60)黒瀬漁港
23	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬		[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(61)黒瀬漁港 (62)黒瀬漁港 (63)黒瀬漁港
24	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬		[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(64)黒瀬漁港 (65)黒瀬漁港
25	[1]黒瀬 [2]黒瀬 [3]黒瀬		[b]黒瀬 [c]黒瀬 [d]黒瀬 [e]黒瀬 [f]黒瀬 [g]黒瀬 [h]黒瀬 [i]黒瀬 [j]黒瀬 [k]黒瀬 [l]黒瀬 [m]黒瀬 [n]黒瀬 [o]黒瀬 [p]黒瀬 [q]黒瀬 [r]黒瀬 [s]黒瀬 [t]黒瀬 [u]黒瀬 [v]黒瀬 [w]黒瀬 [x]黒瀬 [y]黒瀬 [z]黒瀬 [aa]黒瀬 [ab]黒瀬 [ac]黒瀬 [ad]黒瀬 [ae]黒瀬 [af]黒瀬 [ag]黒瀬 [ah]黒瀬 [ai]黒瀬 [aj]黒瀬 [ak]黒瀬 [al]黒瀬 [am]黒瀬 [an]黒瀬 [ao]黒瀬 [ap]黒瀬 [aq]黒瀬 [ar]黒瀬 [as]黒瀬 [at]黒瀬 [au]黒瀬 [av]黒瀬	(66)黒瀬漁港 (67)黒瀬漁港 (68)黒瀬漁港

図 1.4 ブロック区分図

2) ブロック毎の海岸保全に対する考え方

松浦沿岸を分割した25のブロックに対して、各ブロックで「海岸環境の整備及び保全」「海岸における公衆の適正な利用」の2つの観点のうち、どの特性を有しているのかを整理した。そのための評価指標、評価基準を表-3.2に示す。なお、評価基準は次の3ランクに区分する。

- ◎ : 特に重要な項目
- : 考慮すべき項目
- △ : その他の項目

表 1.8 海岸の評価指標ならびに評価基準

	項目	指標	ランク	評価基準
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物 海岸林・鳥獣保護区 貴重な動物	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定植物群落が付近に分布する。 ・ 貴重な植物が多数分布する。 ・ 貴重な動物が多数分布する。
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な植物が分布する。 ・ 貴重な動物が分布する。
			△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺が鳥獣保護区に指定され、海岸林・植生等が広く分布する。 ・ 貴重な植物が分布しない。 ・ 貴重な動物が分布しない。
	海岸景観	自然景観資源 景観地区指定等	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸に関連した自然景観資源が存在する。 ・ 周辺が国立公園に指定されている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺が国立公園、県立公園、風致地区に指定されている。
			△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源が特にならない。
公衆の適正な利用	観光・レクリエーション	観光資源 レクリエーション施設 行祭事・イベント	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集客力の高い観光資源がある。 ・ 集客力の高いレクリエーション施設がある。 ・ 海水浴場がある ・ 海辺で行祭事・イベントが開催されている。
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源がある。 ・ レクリエーション施設がある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源もレクリエーション施設も特にならない。
	漁業	漁港の種類 養殖場等の漁業施設	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2種、第3種、第4種、特定第3種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸に多数ある。 ・ 大規模な第1種漁港がある。
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種漁港がある。 ・ 養殖場等の漁業施設が沿岸にある。
			△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港や漁業施設がない。
	港湾	港湾の種類	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要港湾がある。 ・ 乗降数・貨物量の多い地方港湾がある。
			○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方港湾、避難港、公告水域がある。
△			<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域、公告水域がない。 	
背後地	市街地の有無 生活利用 教育利用	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な市街地が付近にある。 ・ 海岸で教育活動が行われている。 ・ 海岸の広い範囲で日常利用が行われている。 	
		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地が付近にある。 ・ 海岸で日常利用が行われている。 	
		△	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地もなく、利用も特にならない。 	

上記基準のもと、ブロック毎の特性及び海岸保全に対する考え方を整理し、表-3.3に示す。

なお、環境の整備と保全に対する総合評価は、生態系と海岸景観の項目のうち、良い方の評価とした。

また、公衆の適正な利用に対する各項目の評価は、各評価の評点を、◎：3点、○：2点、△：1点とし、総合評価については、各評価の合計点数が10～12点を◎、7～9点を○、4～6点を△とし、総評点数により評価した。

表1.9 ブロック毎の特性一覧表

地区名	1 小名倉、後平、黒瀬、口木(崎針尾)、人崎、天の谷、針尾漁港	2 口木(針尾西)、柳ノ浦漁港、佐世保港(口木西)、浦頭、針尾大崎、牛ノ浦、安久ノ浦、白毛ノ浦、有福、早岐、大橋、尾根、日字、真流)	3 佐世保港(崎辺、前畑、千尺、倉島、万草、野瀬、島瀬、島地、平瀬、立神、北島、赤崎、本船、龍ノ浦、龍崎)	4 佐世保港(小籠ノ浦、横ヶ浦)	5 佐世保港(向後崎、園崎、白浜、安東寺、柳ノ本、若切、船越、鹿子前、白野)	6 佐世保港(大崎、大洞、相浦、彦子)、佐々港(相ノ浦、小佐々、佐々)、長羽瀬
ブロック区分の概観	佐世保湾内の北方向に開口した小湾である。	佐世保湾内の西方向に開口した小湾である。	佐世保湾内の南方向に開口した小湾で、佐世保港が存在する。	佐世保湾内入口周辺の南方向に面した海岸である。	外洋と西方向に面する海岸で、九十九島があり、風致地区に指定されている地域である。	
海岸の状況	人工施設	人工施設	人工施設	人工施設	人工施設	
背後地の状況	宅地、農地、森林地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、道路、その他	農地、商業地、工業地、道路、その他	宅地、農地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林地、道路、その他	
波浪等による被害	越波・飛沫(小名倉、柳ノ浦、小籠ノ浦、後平、黒瀬、口木)	越波・飛沫(口木、柳ノ浦、小籠ノ浦、佐世保港(口木西)、有福、早岐、大崎、東原)	越波・飛沫(佐世保港(龍ノ浦))	越波・飛沫(佐世保港(横ヶ浦))	越波・飛沫(佐世保港(大崎))	
海域のCODの適合状況(平成4～13年度水質測定結果)			基準に適合(白居沖:B型型、千尺沖:B型型)、平成6.7.10.11.13年以外は基準に適合(父島沖沖:A型型)	白浜海水浴場(判定:A)	平成5.9.10.12年以外は基準に適合(佐々港:A型型)	
貴重な植物	特定植物群落					
重要な植物	マツノ				トビノキ	
海岸林、鳥獣保護区					松浦島鳥獣保護区	
貴重な動物	昆虫類	ウツクシ、トビノキ	ウツクシ	ウツクシ	ウツクシ	
魚類	鳥類	ウツクシ、トビノキ	ウツクシ	ウツクシ	ウツクシ	
両生類・爬虫類等	両生類	ウツクシ、トビノキ	ウツクシ	ウツクシ	ウツクシ	
海草生態系	藻場	藻場	藻場	藻場	藻場	
海岸景観	針尾瀬戸(潮流・潮流)					
景観地区指定等						
総合評価						
観光資源	針尾瀬戸					
レクリエーション施設						
行事祭・イベント						
漁業	針尾(名倉)：第一種漁港、針尾(小籠)：第一種漁港、針尾(柳ノ浦)：第一種漁港	柳ノ浦：第一種漁港				
養殖場等の漁業施設						
港湾	港湾の種類	港湾の種類	佐世保港(重要港湾)	佐世保港(重要港湾)	佐世保港(重要港湾)、佐々港(地方港湾)	
市街地の有無	市街地の有無	早岐				
生活利用	生活利用					
数値評価	数値評価					
総算点数/総合評価	7点	8点	10点	6点	11点	
海岸の保全に関する考え方						
貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出	貴重な動植物等や海洋資源地等の環境面と、漁業等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や国立公園等の環境面と、港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海洋資源地等の環境面と、漁業等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海洋資源地等の環境面と、漁業等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表1.9 ブロック毎の特性一覧表

地区名	7 上矢岳、矢岳平、水嶋、榑崎、大目、臼ノ浦港 (神崎、楠泊、小佐々、高崎、浅子)、春、崎田、桜田、長串、浅子漁港、高島漁港、楠泊漁港、神崎漁港、矢岳漁港、大目ヶ浦漁港	8 江迎港 (黒口浦、ロノ浦、水尻、鹿町、江迎、末橋、深月)	9 唐舟、江迎港 (田平)、田平港、大塔、青砂崎、瀬戸山、生向漁港、池尻	10 後平、横島北、牛重、弓田、岡地	11 横島南、加権、久吹港、藍ヶ浦港、下田港、岳崎港、カケスズタ、見血山、波津崎、大廻田、新田、血田、上血田、血田鼻、御手洗、森田漁港、一六漁港
ブロック区分の根拠	平野島の背後にある南西～西方向に面した海岸で、南北九十九島が沖に存在している。	平野島～本土の海峡に西方向に開口した小湾である。	平野島～本土の海峡に西方向に面した山付海岸である。	老吹水道と北方向に面した岩礁海岸である。	老吹水道と北方向に面した山付海岸で、その合間に砂浜が存在する。
海岸の状況	岩礁、人工施設	人工施設	砂浜または礫浜、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設
背後地の状況	宅地、農地、商業地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、森林、道路、その他
波浪等による被害	越波・飛沫 (臼ノ浦港 (楠泊)、神崎、矢岳、矢岳平、大目目)	越波・飛沫 (江迎港 (江迎))	越波・飛沫 (唐舟、生向)、海岸侵食 (青砂崎)	越波・飛沫 (池尻、後平、横島南)、海岸侵食 (池尻、横島北)	越波・飛沫 (釜田、小崎、加権、大崎、下田港)、海岸侵食 (廻田、新田)
水域のCOODの適合状況 (平成4～13年度水質測定結果)	平成5, 7, 9, 10年以外は基準に適合 (楠泊漁港: A類型)	平成9, 10, 11, 12年以外は基準に適合 (江迎港: A類型)、鹿子前海水浴場 (判定: B)	平成10年以外は基準に適合 (田平港: A類型)		一六海水浴場 (判定: AA)、大崎海水浴場 (判定: A)
貴重な植物	特定植物群落				
貴重な動物	重要な植物				
海岸林、鳥獣保護区					
生態系	昆虫類				
	鳥類				
	両生類、爬虫類等				
海岸生態系	藻場				
海岸景観	自然景観資源				
	景観地区指定等				
総合評価					
観光レクリエーション施設	観光資源				
行事・イベント	海浜リゾート基地、ジャンボフィッシング村				
漁業の種類	漁業				
養殖等の漁業施設	養殖等の漁業施設				
港湾の種類	港湾				
市街地の有無	市街地の有無				
生活利用	生活利用				
教育利用	教育利用				
総合評価	総合評価	11点	10点	8点	4点
海岸の保全に関する考え方	貴重な動植物等や海岸景観等の環境面と、漁港や教育利用等の利用面に配慮しながら、海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景観等の環境面と、漁港や教育利用等の利用面に配慮しながら、海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景観等の環境面と、漁港や教育利用等の利用面に配慮しながら、海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、漁業施設等の利用面に配慮しながら、海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、海水浴場や漁業施設等の利用面に配慮しながら、海岸保全施設の整備を行う。

貴重な動植物については、ながぎの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表1.9 ブロック毎の特性一覧表

地区名	17 主師、荒崎、小浦、白石漁港	18 梅崎、大久保、古江港(大瀬、古江、本引)、千代切山、広浦、須草、東田ノ浦、須草漁港、須草漁港	19 龍崎、神崎、田助漁港、南龍崎、楠松、柳道、北平、豊城浜、中ノ浦港、平戸港(小川、白浜)、川内港(千里ヶ浜、水垂)、稲巻港(長瀬、田崎、紐巻、木ヶ津)、横松、大野浦、大崎、京崎鼻、京崎鼻、中田、名切、至龜漁港、木ヶ津漁港	20 赤松崎、女鹿、船越前月、大川原港、崎辺、船木、種明、渡谷、菊山、川尻、立石、見川原、戸原久、片平石、獅子、新津吉漁港、宮ノ浦漁港
ブロック区分の根拠	外洋と北西方向に面した断崖の山付海岸である。	的山大島、度島の南後背にある北西方向に面した海岸であり、北西方向に開口した小湾がある。	平戸島～本土の海峡に東方向に面した山付海岸で、一部砂浜が存在している。	平戸島～本土の海峡に南東方向に面した山付海岸と、外洋と南西方向に面した断崖の山付海岸である。
海岸の状況	砂浜または磯浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または磯浜、岩礁、人工施設	砂浜または磯浜、岩礁、人工施設
背後地の状況	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、商業地、森林、道路、その他	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他
波浪等による被害	越波・飛沫(主師)、飛砂(荒崎)、海岸侵食(主師、荒崎)	越波・飛沫(古江港(古江、本引)梅崎、大久保、東田ノ浦)	越波・飛沫(平戸港(小川、白浜)、川内港(千里ヶ浜、水垂)、稲巻港(長瀬、田崎、紐巻、木ヶ津)、横松、大野浦、大崎、京崎鼻、京崎鼻、中田、名切、至龜漁港、木ヶ津漁港)	越波・飛沫(赤松崎、女鹿、船越前月)、海岸侵食(立石)
水質	海域のCODの適合状況(平成4～13年度水質測定結果)			
貴重な植物	特定植物群落		黒子島原始林、平戸三輪神社社叢	平戸志々伎山のイロシジメ群落、志々伎山岩角地植物群落
	重要な植物		アカギク、ハネボウ	ハネボウ、初アサ
海岸林、鳥獣保護区	海岸林(荒崎、小浦)	海岸林(神崎、千代切山、広浦、須草、東田ノ浦)	黒子島鳥獣保護区、海岸林(稲松、大野浦、水垂、京崎鼻、京崎鼻、中田、名切)	上田木原、下田木原鳥獣保護区、西高、中ノ高、頭テ高鳥獣保護区、海岸林(崎辺、船木、種明、立石、見川原、戸原久、片平石)
生態系	昆虫類	①	①	①
	鳥類	①	①	①
	両生類、爬虫類等	①	①	①
海産生態系	藻場	藻場：アサギ、初アサ(飛来)	藻場：アサギ、初アサ(飛来)	藻場：アサギ、初アサ(飛来)
		藻場：アサギ、初アサ(飛来)、トアガ(飛来)	藻場：アサギ、初アサ(飛来)、トアガ(飛来)	藻場：アサギ、初アサ(飛来)
海岸景観	小富士山(海食崖)	小富士山(海食崖)	小富士山(海食崖)	小富士山(海食崖)
	西海国立公園	西海国立公園	西海国立公園	西海国立公園
総合評価	◎	◎	◎	◎
観光資源				
レクリエーション施設	荒崎海水浴場	荒崎海水浴場	千里ヶ浜海水浴場	
行楽事・イベント		田助ハイハイ節(田助)	平戸海道渡海人祭、平戸オープンヨットレース	漁業祭(宮ノ浦)
漁業	白石：第一種漁港、下中野：第一種漁港、主師：第一種漁港	白石：第一種漁港、下中野：第一種漁港、主師：第一種漁港	田助：第一種漁港、宇島：第一種漁港、宇島(船島)：第一種漁港、木ヶ津：第一種漁港	前津吉：第二種漁港、宮ノ浦：第二種漁港、宮ノ浦(高島)：第二種漁港
養殖等の漁業施設	小島堤増殖場	小島堤増殖場	真珠、マダイ	育苗生産施設
港湾の種類	△	古江港(地方港湾)	平戸港(地方港湾)、川内港(地方港湾)、紐巻港(地方港湾)、中ノ浦港	大川原港
市街地の有無			平戸	
生活利用	△			
教育利用				
総評点数/総合評価	7点	8点	12点	8点
海岸の保全に関する考え方		貴重な動物等や海岸景観等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景観等の環境面と、海水浴場や遊覧等の利用面に配慮しながら、海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動物等や海岸景観等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら、海岸保全施設の整備を行う。
貴重な動植物については、ながぎの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出				

第2編

海岸保全施設の整備に関する事項

イ. 海岸保全施設の考え方

松浦沿岸は長大な沿岸域であり、また、そのほとんどがリアス式で湾の向きも異なることから設計外力は場所によって異なってくる。そのため、海岸保全施設は、背後地の利用形態及び防護すべき内容に応じて適切に評価された設計外力のもとで整備される必要がある。また、この設計外力を超え、災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるための危機管理対応等、ソフト面からの対応を図ることによって総合的な安全度を確保することが必要である。

さらに、防護、環境、利用の調和した整備を実現するには、地域住民との十分な合意形成が必要となる。

ロ. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、図 2.1、2.2、区域一覧は表 2.1、2.2 に示すとおりとする。図 2.1 には佐賀県松浦沿岸の海岸保全施設を整備しようとする区域を図示している。また、これに対応した区域の一覧表を表 2.1 に記している。図 2.2 には長崎県松浦沿岸の海岸保全施設を整備しようとする区域を図示している。また、これに対応した区域の一覧表を表 2.2 に記している。

整備する区域の選定にあたっては、これらの区域の中から

- ・ 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において、防災施設の新設が望まれる海岸。
- ・ 既に海岸保全施設が整備されている海岸においては、高潮や侵食等の被害が発生したり、海岸保全施設の老朽化が進行している海岸。
- ・ 海岸環境の設備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている海岸。

等のうち整備の必要性・重要性を勘案して選定し、改良に関する工事を施工しようとする区間とする。

ハ. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類・規模を表 2.1、2.2 に配置を図 2.1、2.2 に示す。

ニ. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益を受ける地域とその状況を表 2.1、2.2 に示す。

ホ. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表 2.1、表 2.2 に示す。

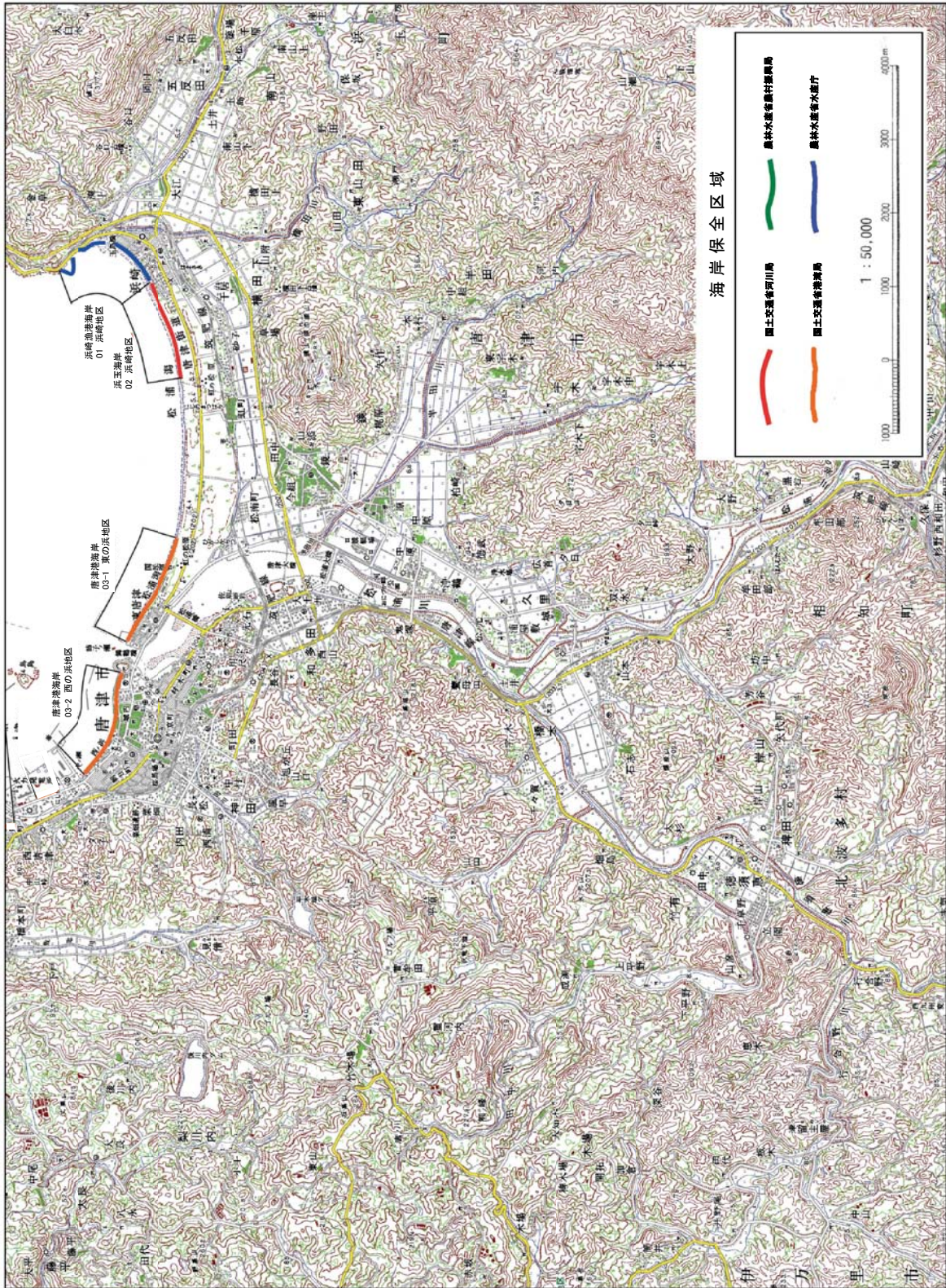


図2.1 海岸保全施設の配置

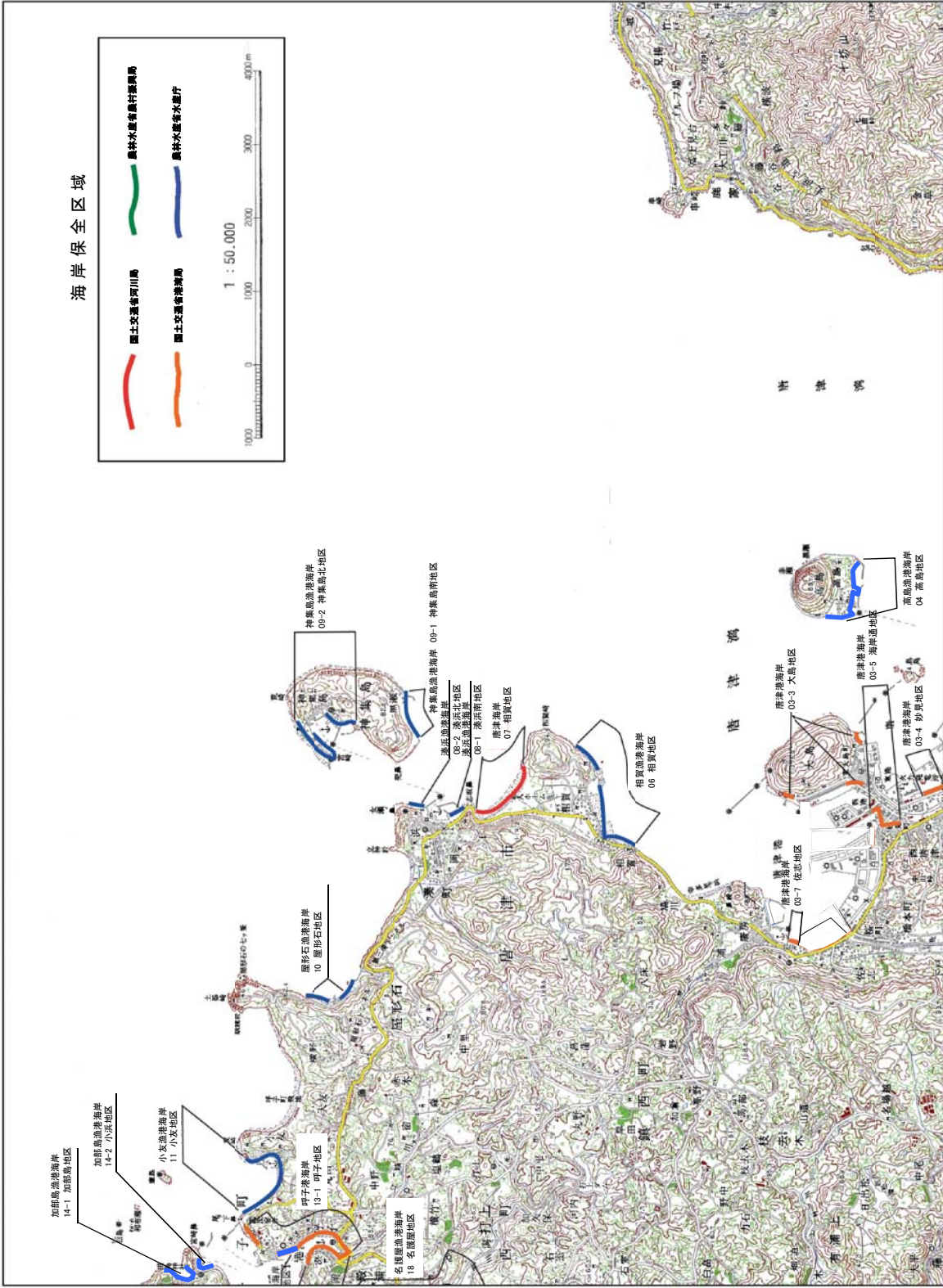


図2.1 海岸保全施設の配置

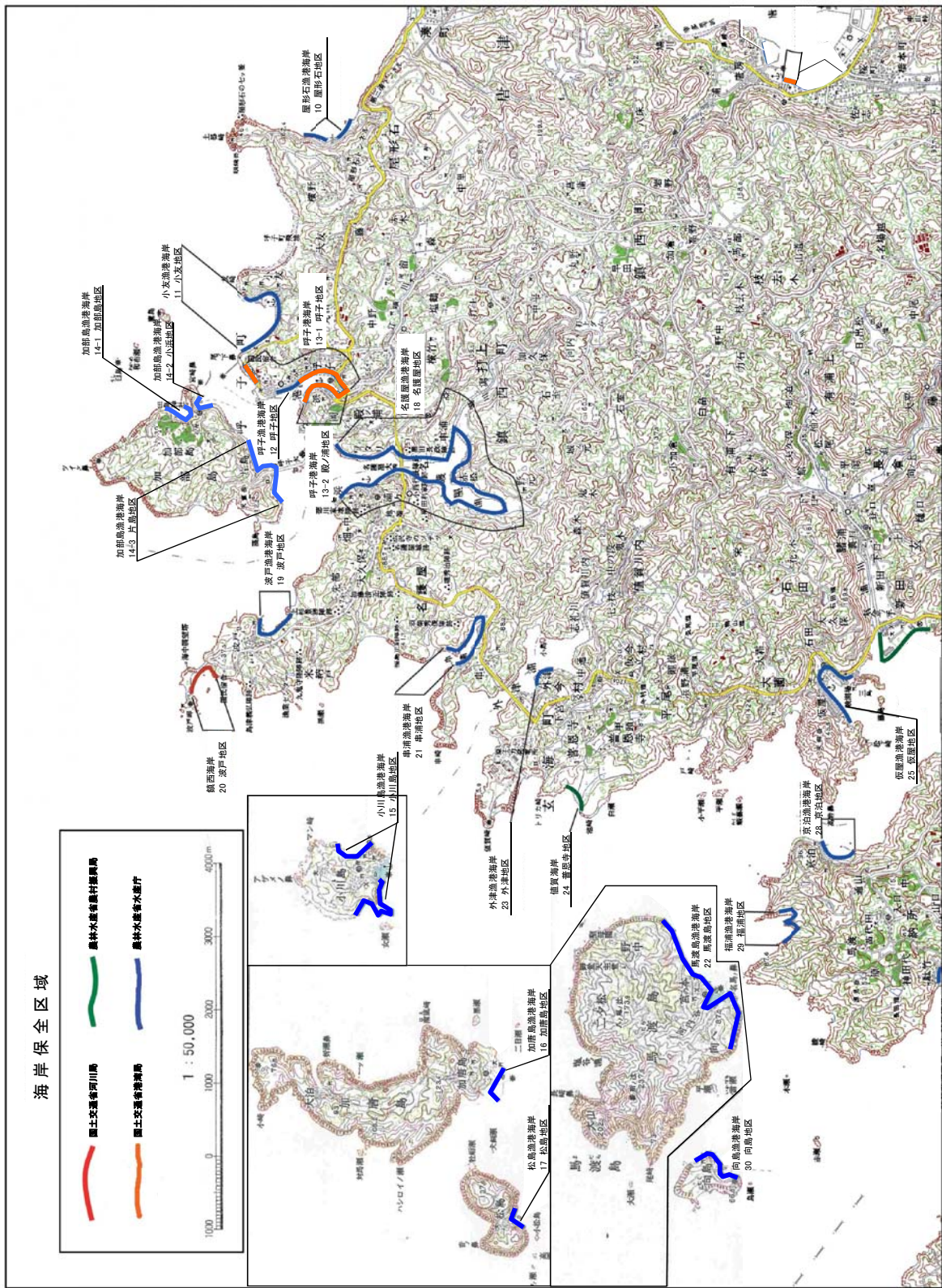


図2.1 海岸保全施設の配置

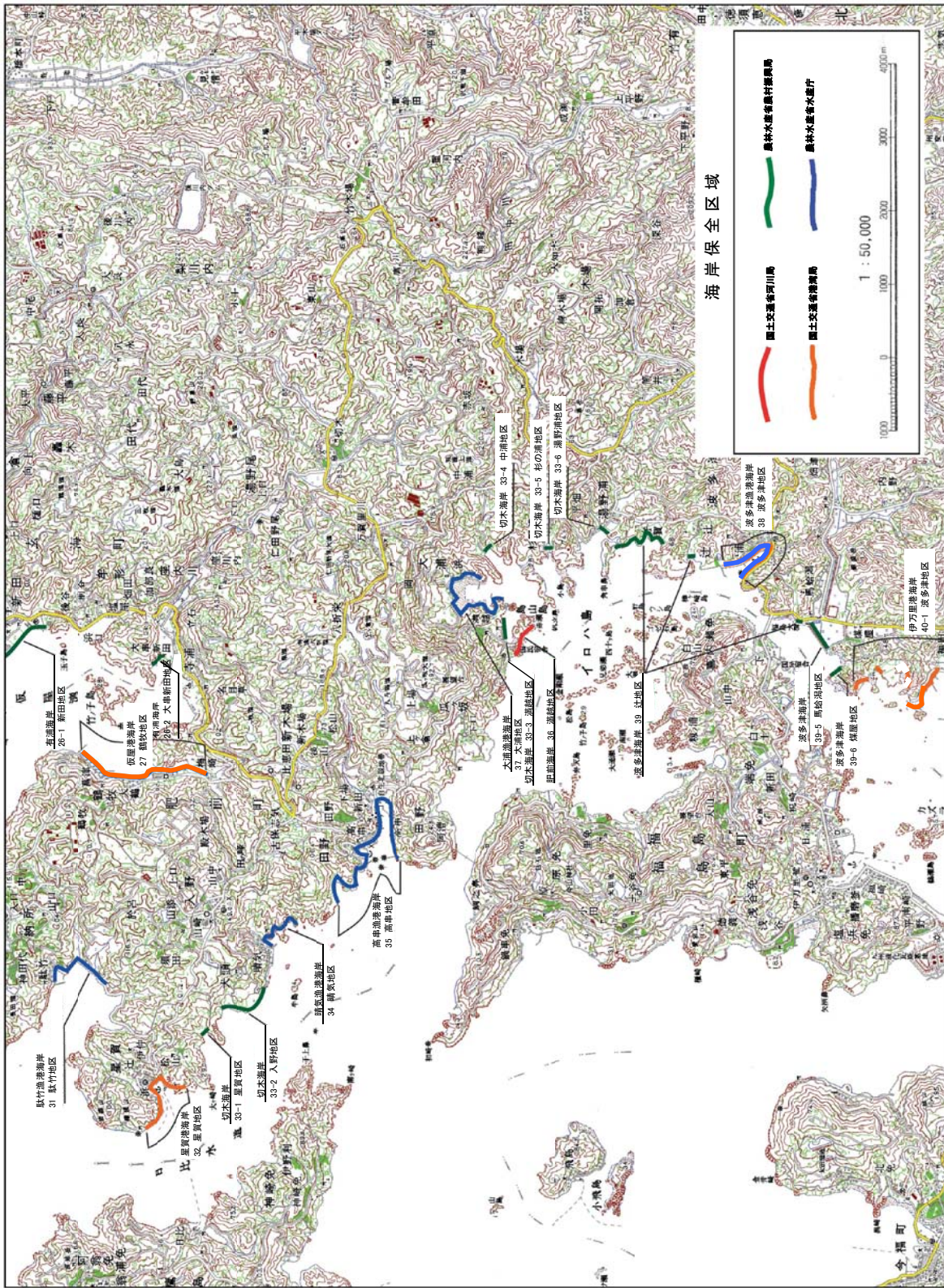


図2.1 海岸保全施設の配置

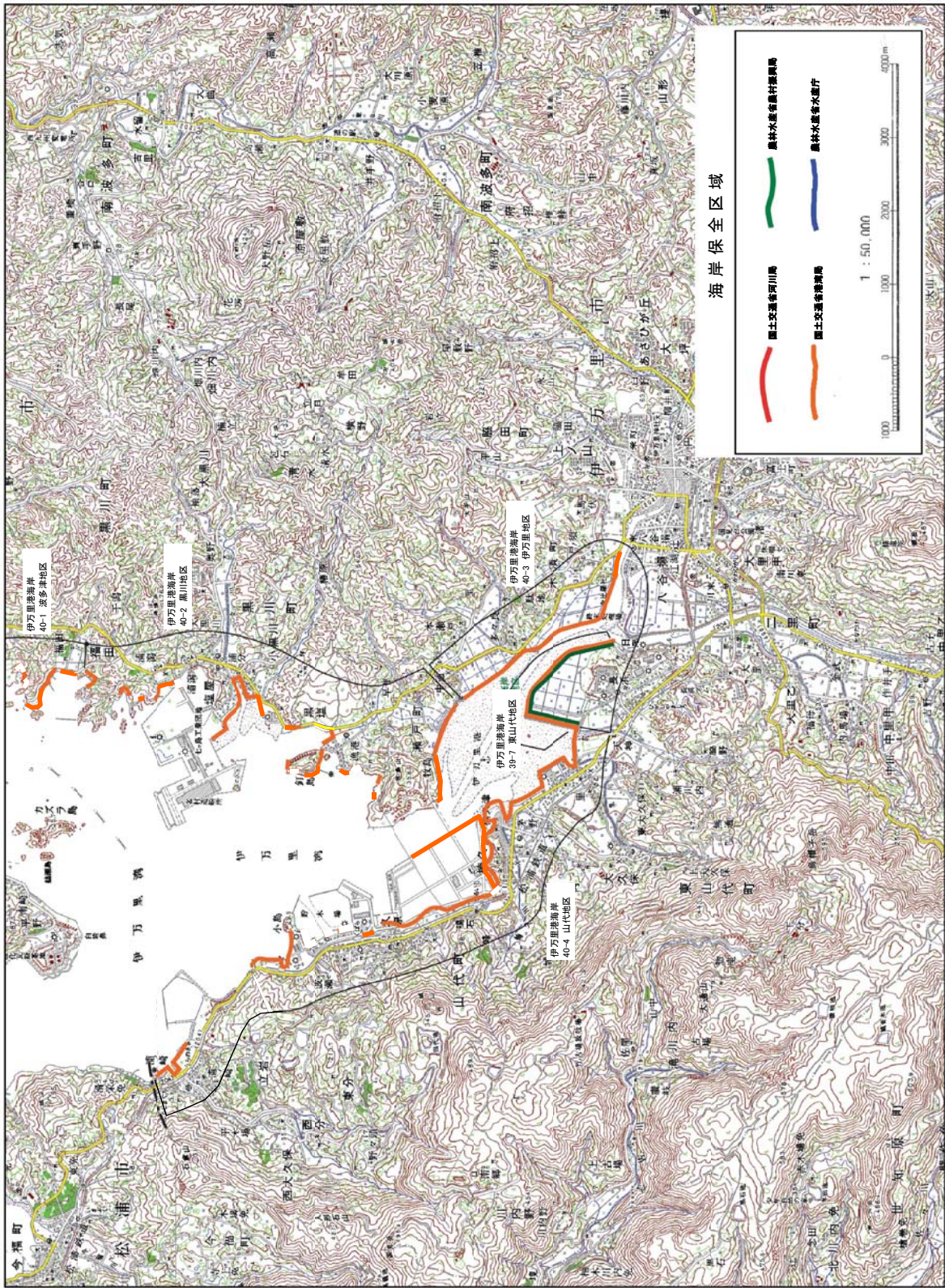


図2.1 海岸保全施設の配置

表2-1 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						ニ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [◎] 改良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		防護施策	整備の方向				
県名	01		浜崎漁港	浜崎	唐津市浜玉町大字洲上	(漁)	護岸、養浜、突堤、離岸堤	○	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	状況	維持又は修繕の方法		防護施策	自然環境面	配慮事項	利用面			
佐賀県	01		浜崎漁港	浜崎	唐津市浜玉町大字洲上	(漁)	護岸、養浜、突堤、離岸堤	○	1,770	4.10	1,770	4.10	森林	当該海岸の前面の砂浜は、近年侵食が著しいため、砂浜の地形変化状況及び背後地への影響について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		侵食対策	広大な砂浜と背後の松原景観の保全に努める。	砂浜を活かしたレクリエーションの場づくりを行う				
	02		浜玉海岸	浜崎	唐津市浜玉町大字浜崎	(河)	海岸、養浜、離岸堤		1,250	-	1,250	-	森林	当該海岸の前面の砂浜は、近年、侵食が著しいため、砂浜の地形変化状況及び背後地への影響について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		侵食対策	砂浜海岸の貴重な植生植物群や生態系の保全を図る。					
	03-1		唐津港	東の浜	唐津市東唐津	(港)	護岸、養浜		1,114	2.90	1,114	2.90	住宅地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		侵食対策						
	03-2	唐津湾	唐津港	西の浜	唐津市西ノ浜	(港)	護岸、養浜、突堤、離岸堤		2,480	2.90	2,480	2.90	住宅地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		侵食対策						
	03-3		唐津港	大島	唐津市西大島～東大島	(港)	護岸		423	2.40	423	2.40	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策						
	03-4		唐津港	妙見	唐津市二太子	(港)	護岸		208	2.70	208	2.70	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策						
	03-5		唐津港	海岸通	唐津市海岸通	(港)	護岸		723	1.90	723	1.90	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策						

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2・1 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						ニ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区 域 番 号	ブ ロ ッ ク 名	海 岸 名	地 区 名	地 区	所 管	種 類	新 設 [○] 改 良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		防 護 施 策	整備の方向				
県名								延 長 (km)	代 表 天 端 高 (T.P.m)	延 長 (km)	代 表 天 端 高 (T.P.m)	地 域	状 況			自 然 環 境 面	利 用 面					
佐賀県	03-7	唐津湾ブロック	唐津港	佐志	唐津市佐志浜町	(港)	護岸		114	3.20	114	3.20	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	広大な砂浜と背後の松原景観の保全に努める。シヨンの場づくりを行う					
			高島漁港	高島	唐津市高島	(漁)	護岸		1,275	3.40	1,275	3.40	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	砂浜海岸の貴重な塩生植物群や生態系の保全を図る。					
	04	唐津湾ブロック	相賀漁港	相賀	唐津市相賀	(漁)	護岸、養浜		1,109	3.40	1,109	3.40	唐津市	住宅地	堤防の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策						
			唐津海岸	相賀	唐津市湊町～相賀	(河)	護岸		1,010	5.10	1,010	5.10	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	食害対策	広大な砂浜と背後の松原景観の保全に努める。シヨンの場づくりを行う					
	08-1	唐津湾ブロック	湊浜漁港	湊浜南	唐津市湊町	(漁)	護岸		310	4.20	310	4.20	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	砂浜海岸の貴重な塩生植物群や生態系の保全を図る。					
			湊浜漁港	湊浜北	唐津市湊町	(漁)	護岸		960	3.90	960	5.10	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策						
	09-1	唐津湾ブロック	神集島漁港	神集島南	唐津市神集島	(漁)	護岸		900	3.80	900	3.80	唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策						
			神集島漁港	神集島北	唐津市神集島	(漁)	護岸		1,640	3.60	1,640	3.60	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の要因について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策						

※所管:(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						二) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [◎] 改良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		設計高潮位 (T.P.)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		整備の方向		配座事項	利用面
県名								延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	地域	状況					防護施策		
佐賀県	10		壱形石漁港	壱形石	壱形市壱形石	(漁)	護岸		210	3.60	210	3.60			唐津市	森林	護岸の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		維持又は修繕の方法		高潮対策	護岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。
									1,969	2.50	1,969	5.00	1.50	唐津市			住宅地	護岸、突堤の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策			
	11		小友漁港	小友	唐津市呼子町大字呼子	(漁)	護岸、突堤、養浜		590	2.10	590	2.10			唐津市	住宅地	護岸の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		維持又は修繕の方法		高潮対策	護岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。
									2,000	2.10	2,000	2.10	2.00	唐津市			住宅地	護岸の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策			
13-1			呼子港	呼子	唐津市呼子町大字呼子	(港)	護岸		1,026	2.40	1,026	2.40			唐津市	住宅地	護岸の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		維持又は修繕の方法		高潮対策	護岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。
13-2			殿ノ浦	殿ノ浦	唐津市呼子町殿ノ浦	(港)	護岸		1,163	2.10	1,163	2.10	2.04	唐津市			住宅地	護岸の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策			
14-1			加部島漁港	加部島	唐津市呼子町大字加部島	(漁)	護岸		290	3.40	290	3.40			唐津市	森林	護岸の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		維持又は修繕の方法		高潮対策	護岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。
														1.50			唐津市	森林	護岸の崩壊・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		

※所管:(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ニ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [○] 改良 [△]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		防護施策	整備の方向		
県名								延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況				自然環境面	配慮事項	利用面	
佐賀県	14-2		加部島漁港	小浜	唐津市呼子町大字加部島	(漁)	護岸		280	3.20	280	3.20	唐津市	森林	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策	磯や海岸線の生態系の保全を図る。	海岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。	
									1,400	2.50	1,400	2.50	唐津市	森林	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
	14-3		加部島漁港	片島	唐津市呼子町大字加部島	(漁)	護岸		860	4.70	860	5.50	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
									166	-	166	-	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
	15		小川島漁港	小川島	唐津市呼子町大字小川島	(漁)	護岸		160	2.50	160	2.50	唐津市	森林	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
									166	-	166	-	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
	16	玄海ブロック	加部島漁港	加部島	唐津市鎮西町大字加部島	(漁)	護岸		8,081	3.00	8,081	3.00	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策	海岸線に点在する優れた観光資源を活かした海岸の利用を促進する。		
									570	1.40	570	3.50	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
	17		松島漁港	松島	唐津市鎮西町大字加部島	(漁)	護岸		8,081	3.00	8,081	3.00	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
									570	1.40	570	3.50	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
	18		名護屋漁港	名護屋	唐津市鎮西町大字名護屋	(漁)	護岸、堤門		8,081	3.00	8,081	3.00	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
									570	1.40	570	3.50	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
	19		波戸漁港	波戸	唐津市鎮西町大字名護屋	(漁)	護岸		8,081	3.00	8,081	3.00	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			
									570	1.40	570	3.50	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策			

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2・1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ハ) 海岸保全施設の種類の、規模及び配置等						二) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [○] 改良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		設計高潮位 (T.P.)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	配慮事項
県名								延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	地域	状況	防護施策		
佐賀県	20	鎮西	波戸	唐津市鎮西町大字波戸	(河)	護岸、突堤		650	3.50	6.50	3.50	1.75	唐津市	住宅地	護岸、突堤の損傷、劣化等の状況について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策	護岸線に点在する優良な砂浜資源を活かした海岸の利用を促進する。	
	21	串浦漁港	串浦	唐津市鎮西町大字串浦	(漁)	護岸		2,000	1.60	2,000	3.10	2.08	唐津市	棚田、森林	護岸の損傷、劣化等の状況について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
佐賀県	22	馬渡島漁港	馬渡島	唐津市鎮西町大字馬渡島	(漁)	護岸		550	4.20	550	4.20	2.38	唐津市	住宅地	護岸の損傷、劣化等の状況について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策		
	23	外津漁港	外津	玄海町大字今村	(漁)	護岸		700	1.70	700	3.00	2.08	玄海町	住宅地	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。	高潮対策		
佐賀県	24	値賀	普恩寺	玄海町大字普恩寺	(農)	護岸		170	3.50	170	3.50	2.20	玄海町	森林	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。	高潮対策		
	25	仮屋漁港	仮屋	玄海町大字仮屋	(漁)	護岸		1,590	2.10	1,590	2.90	1.70	玄海町	住宅地	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。	高潮対策		

表2・1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						二) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [◎] 改良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	防護施策	整備の方向					
県名								延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況			自然環境面	配慮事項	利用面				
佐賀県	26-1	有浦	新田	玄海町大字新田	(農)	護岸、堰門		1,440	3.50	1,440	3.50	玄海町	工業地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	自然環境面	護岸に点在する優化した地産資源を活かした海岸の利用を促進する。					
	26-2	有浦	大串新田	玄海町大字大串	(農)	護岸、堰門		240	3.50	240	3.50	玄海町	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策							
	27	仮屋港	鶴牧	唐津市肥前町大字鶴牧	(港)	護岸		1,485	3.00	1,485	3.00	唐津市	住宅地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策							
	28	京古漁港	京古	唐津市肥前町大字京古	(漁)	護岸		750	1.70	750	4.80	唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策							
	29	福浦漁港	福浦	唐津市肥前町大字福浦	(漁)	護岸		830	-	830	-	唐津市	棚田	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策							
	30	向島漁港	向島	唐津市肥前町大字向島	(漁)	護岸		550	1.70	550	3.80	唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策							
	31	駄竹漁港	駄竹	唐津市肥前町大字駄竹	(漁)	護岸		950	1.50	950	3.50	唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策							

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2・1 海岸保全施設の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ)海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ)海岸保全施設の種類の、規模及び配置等					ニ)海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ)維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [◎] 改良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		防護施設	整備の方向			
県名								延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況			自然環境面	利用面				
佐賀県	32		星賀港	星賀	唐津市肥前町大字星賀	(港)	護岸		1,239	2.60	1,239	2.60	唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	松浦沿岸にはおなじく、干潟の生物の観察を通じて環境学習の場としての活用を図る。				
			切木	星賀	唐津市肥前町大字星賀	(農)	護岸		100	3.50	100	3.50	唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策					
	33-1		切木	入野	唐津市肥前町大字入野	(農)	護岸		1,110	3.50	1,110	3.50	唐津市	森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策					
			晴気漁港	晴気	唐津市肥前町大字入野	(漁)	護岸		1,318	3.50	1,318	3.50	唐津市	住宅地、耕地	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策					
	34	伊万里湾ブロック	高串漁港	高串	唐津市肥前町大字田野	(漁)	護岸		5,350	3.60	5,350	3.60	唐津市	住宅地、森林	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策					
			肥前	満越	唐津市肥前町大字満越	(河)	護岸、突堤		770	3.00	770	3.00	唐津市	棚田	護岸、突堤の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	侵食対策					
	33-3		切木	大浦	唐津市肥前町大字大浦	(農)	護岸、樋門		170	3.50	170	3.50	唐津市	棚田	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策					
			大浦漁港	大浦	唐津市肥前町大字大浦 ～満越	(漁)	護岸		2,780	1.80	2,780	2.80	唐津市	棚田	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策					

※所管:(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設の種類の種類、規模、配置及び受益の地域

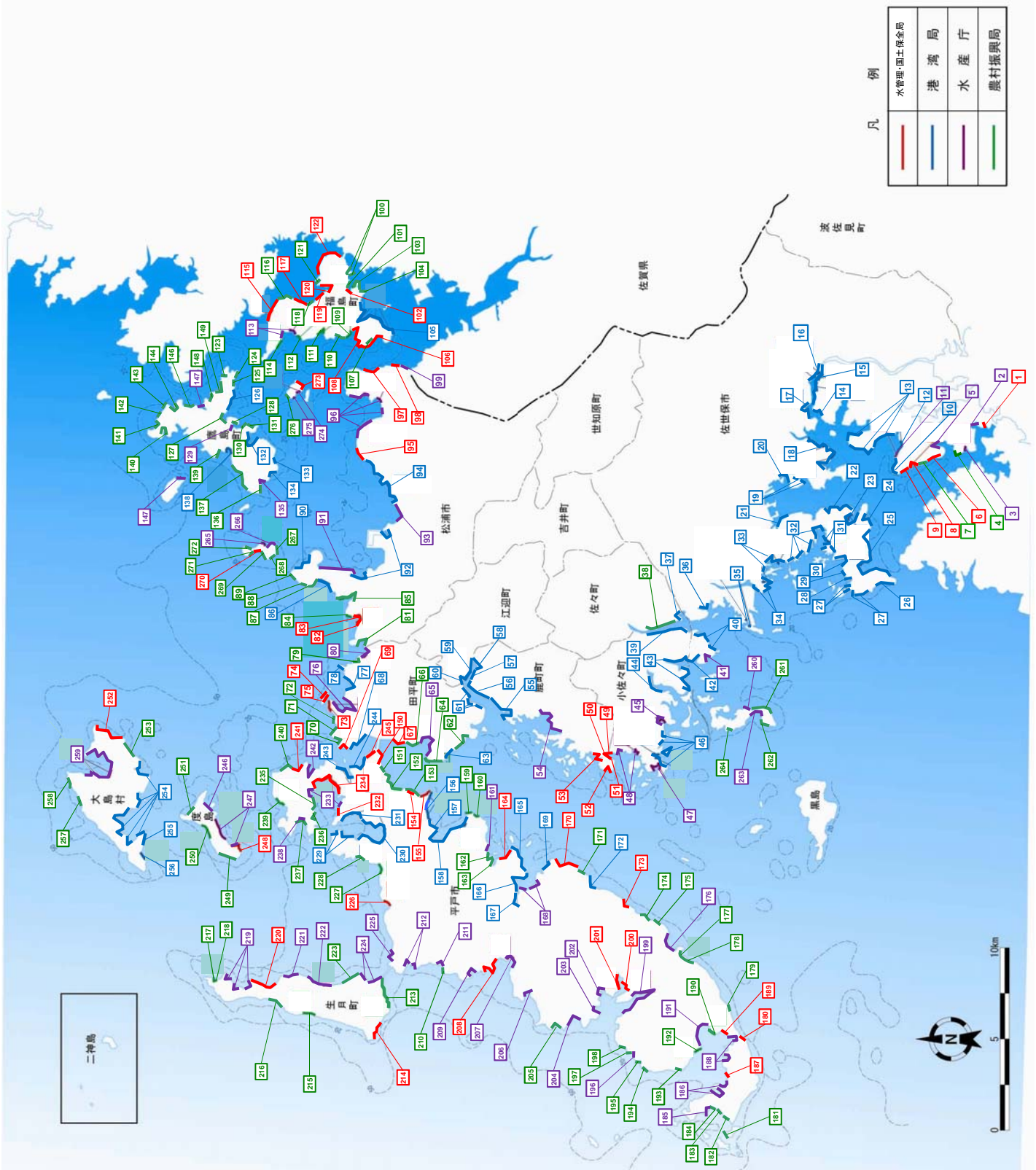
基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等					ニ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [◎] 改良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		防護施策	整備の方向			
県名								延長(km)	代表天端高(T.P.m)	延長(km)	代表天端高(T.P.m)	地域	状況				自然環境面	利用面			
佐賀県	33-4		切木	中浦	唐津市肥前町大字中浦	(農)	護岸		230	3.50	230	3.50	唐津市	棚田	護岸の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策	松浦沿岸にはおなじく、干潟の生物の観察を適に環境学習の場としての活用を図る。			
	33-5		切木	杉の浦	唐津市肥前町大字杉野浦	(農)	護岸、樋門		170	3.50	170	3.50	唐津市	棚田	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策				
	33-6		切木	湯野浦	唐津市肥前町大字湯野浦	(農)	護岸、樋門		120	3.50	120	3.50	唐津市	棚田	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策				
39		波多津	辻	伊万里市波多津町	(農)	護岸、樋門		1,490	3.50	1,490	3.50	伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮、浸食対策					
38		波多津漁港	波多津	伊万里市波多津町	(漁)	護岸		1,893	1.80	1,893	2.40	伊万里市	住宅地	定期的な日常管理を行い、台風や地震等の災害発生後の臨時点検を行う。		高潮対策					
39-5		波多津	馬崎潟	伊万里市波多津町	(農)	護岸、樋門		610	3.50	610	3.50	伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策					
39-6		波多津	保屋	伊万里市波多津町	(農)	護岸、樋門		380	3.50	380	3.50	伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策					

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2・1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	ロ) 海岸保全施設を整備しようとする区域										ハ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						二) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ホ) 維持又は修繕の方法		その他	
	区域番号	ブロック名	海岸名	地区名	地区	所管	種類	新設 [◎] 改良 [○]	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法		整備の方向					
県名	40-1		伊万里港	波多津	伊万里市波多津町	(港)	護岸、堤防、養浜、突堤、離岸堤、樋門		延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	延長 (km)	代表天端高 (T.P.m)	地域	状況	維持又は修繕の方法		防護施策	自然環境面	配慮事項	利用面		
佐賀県	40-1		伊万里港	波多津	伊万里市波多津町	(港)	護岸、堤防、養浜、突堤、離岸堤、樋門		2,342	2.80	2,342	2.80	伊万里市	森林	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策	松浦沿岸にはおなじく、干潟の生物の観察を適に活用を図る。				
	40-2		伊万里港	黒川	伊万里市黒川町～瀬戸町	(港)	護岸、堤防、樋門		4,711	2.30	4,711	2.30	伊万里市	工業地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策					
	40-3		伊万里港	伊万里	伊万里市瀬戸町～楠久町	(港)	護岸、堤防、樋門		4,053	3.80	4,053	3.80	伊万里市	耕地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策					
	39-7		伊万里港	東山代	伊万里市二里町	(農)	護岸、堤防、樋門	○	2,430	3.50	2,430	3.50	伊万里市	耕地、工業地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策					
	40-4		伊万里港	山代	伊万里市山代町	(港)	護岸、堤防、樋門		9,901	2.80	9,901	2.80	伊万里市	工業地	護岸等の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		高潮対策					

※所管:(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局



図一2.2 海岸保全施設を整備しようとする区域

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		二) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況) 延長等	施設規模(計画) 延長等	受益の地域及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項
長崎県	1		崎針尾海岸 (小名倉地区)	佐世保市崎針尾東免海老崎 2666番地地先	(河)	護岸	○	212.4 +1.60~1.88	— 190.4m	佐世保市崎針尾東免の 一部	宅地 森林	堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 突堤・護岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱、沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 水門	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸水・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	2		針尾流港海岸 (名倉地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸		303m 2.10	—	佐世保市針尾西町の一 部	宅地 道路		高潮対策	
	3		針尾流港海岸 (小瀬ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸		504m 1.80	—	佐世保市針尾西町の一 部	宅地 農地 道路		高潮対策	
	4		佐世保海岸 (人崎地区)	佐世保市針尾中町1599から 997まで	(農)	護岸		1,558m 3.8	—	佐世保市針尾中町の一 部	耕作地		高潮対策	
	5	1	針尾流港海岸 (鯛ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸		1442m 2.10	—	佐世保市針尾西町の一 部	宅地 農地 道路		高潮対策	
	6		崎針尾海岸 (後平地区)	佐世保市針尾西町1582番地 地先	(河)	護岸 突堤	○	723.4 13.5 +0.551~3.43	— 233.4m	—	農地 森林		老朽化対策	
	7		針尾海岸 (犬の谷地区)	佐世保市針尾西町字犬の谷 1703から1783まで	(農)	護岸		457m —	—	佐世保市針尾西町の一 部	耕作地		高潮対策	
	8		崎針尾海岸 (黒瀬地区)	佐世保市針尾西町2048番地 地先	(河)	護岸	○	402.9m +2.53~4.41	— 308.9m	佐世保市針尾西町の一 部	森林		高潮対策	
	9		崎針尾海岸 (口木地区)	佐世保市針尾西町2229番地 地先	(河)	護岸	○	665.19 +2.96~4.86	— 630.6m	佐世保市小佐々町の 一部	宅地 森林		老朽化対策	
	10	2	佐世保港海岸 (口木崎地区)	針尾北町地先 口木崎(口)地先	(港)	陸間 護岸	○	2基 766m 2.5~3.7	— 997m 4.0	佐世保市針尾北町~針 尾西町の一部	宅地 農地 工業地		老朽化対策	
	11		佐世保海岸 (口木地区)	佐世保市針尾西町字口木 2235から2308まで	(農)	護岸		249m 3.8	—	佐世保市針尾西町の一 部	耕作地 棄地		高潮対策	

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他					
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項				
長崎県	12		柿ノ浦漁港海岸 (柿ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸	○	延長等	401m	天端高	2.30	延長等	1,210m	天端高	4.0	宅地 道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	2.6~4.2	14基	—	—	—	—	—			
	13		佐世保港海岸 (針尾大崎地区)	石堤(イ)地先 船瀬(ロ)地先 大崎浦頭地先	(港)	護岸	○	延長等	1,576m	天端高	2.6~4.2	延長等	—	天端高	—	宅地 道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	3.0	1基	—	—	—	—	—			
	14		佐世保港海岸 (白毛ノ浦地区)	白毛(ロ)地先	(港)	水門		延長等	355m	天端高	3.0	延長等	—	天端高	—	宅地 道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	—	—	—	—	—	—	—			
	15		佐世保港海岸 (有福地区)	有福(イ)地先	(港)	護岸	○	延長等	574m	天端高	2.5~3.5	延長等	574m	天端高	3.0	宅地 道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	1.830m	2.5~3.5	—	—	—	—	—			
	16		佐世保港海岸 (早岐地区)	田子の浦(イ)地先	(港)	突堤		延長等	1.16m	天端高	2.8	延長等	—	天端高	—	宅地 道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	438m	2.8	—	—	—	—	—			
	17		佐世保港海岸 (大塔地区)	大塔地先	(港)	護岸	○	延長等	569m	天端高	2.5~3.3	延長等	569m	天端高	3.0	宅地 道路	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	43m	2.6	—	—	—	—	—			
	18		佐世保港海岸 (東浜地区)	東浜沖新町地先	(港)	護岸	○	延長等	1,661m	天端高	2.0~3.5	延長等	1,661m	天端高	3.0	宅地 道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	85m	3.0	—	—	—	—	—			
	19		佐世保港海岸 (前畑地区)	前畑(イ)地先 前畑(ロ)地先	(港)	護岸		延長等	176m	天端高	3.0	延長等	—	天端高	—	宅地 道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて葺き直しや劣化の進行段階に応じて葺き直し等の実施を要し、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて葺き直し等の実施を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能や改築などを実施する。 設けられた防波堤・護岸・利用の調和のとれた実施に努める。
								天端高	—	—	—	—	—	—	—			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項
長崎県	20		佐世保港海岸 (千尻地区)	千尻地先	(港)	護岸	○	延長等	156m	3.0	佐世保市千尻町の一部	工業地	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	2.5	3.0	佐世保市千尻町の一部	工業地		
	21		佐世保港海岸 (赤崎地区)	赤崎地先	(港)	護岸	○	延長等	194m	3.0	佐世保市赤崎町の一部	工業地	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	2.9	3.0	佐世保市赤崎町の一部	工業地		
	22		佐世保港海岸 (鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	堤防	○	延長等	36m	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部	宅地	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	3.0	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部			
			佐世保港海岸 (本附地区)	鹿ノ浦地先	(港)	護岸	○	延長等	1,113m	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部	工業地	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	3.0~4.0	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部			
			佐世保港海岸 (小鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	突堤	○	延長等	13m	—	—	農地 森林	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	—	—	—			
			佐世保港海岸 (小鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	護岸	○	延長等	247m	—	佐世保市鹿ノ浦町の一部	宅地	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	3.0	—	佐世保市鹿ノ浦町の一部			
			佐世保港海岸 (小鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	堤防	○	延長等	42m	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部	農地 森林	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	2.2	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部			
			佐世保港海岸 (小鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	護岸	○	延長等	737m	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部	農地 森林	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	3.5	4.0	佐世保市鹿ノ浦町の一部			
			佐世保港海岸 (小鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	突堤	○	延長等	13m	—	—	農地 森林	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	—	—	—			
			佐世保港海岸 (小鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	護岸	○	延長等	66m	—	—	農地 森林	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	—	—	—			
			佐世保港海岸 (小鹿ノ浦地区)	鹿ノ浦地先	(港)	堤防	○	延長等	54m	—	佐世保市鹿ノ浦町の一部	宅地	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
								天端高	2.0~2.2	—	佐世保市鹿ノ浦町の一部			

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		二) 維持又は修繕の方法		その他	
	県名	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向	配慮事項
長崎県	25		佐世保港海岸 (緑ヶ浦地区)	俵ヶ浦地先 (港)		堤防	16m 3.5~3.8	16m 4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、家状の発生位置や劣化の進行段階に応じて寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への抛波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。	
						護岸	3,974m 2.8~3.8	3,974m 4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		高潮対策		
						陸間	13基 —	13基 —	—	農地		高潮対策		
						堤防	231m 3.0	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	工業地		高潮対策		
						護岸	607m 2.5~4.5	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		高潮対策		
						水門	1基 —	—	—	農地		高潮対策		
						護岸	1,203m 2.0~3.5	1,203m 4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	森林		高潮対策		
						護岸	626m 2.7~5.3	626m 4.0	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		高潮対策		
						護岸	63m 2.7~5.3	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		高潮対策		
						護岸	232m 2.5	232m 3.5	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		高潮対策		
						護岸	141m 2.5~2.6	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		高潮対策		
						砂浜	300m 6,000㎡	—	—	農地		高潮対策		
29			佐世保港海岸 (安真寺地区)	柳ノ本(口)地先 (港)		護岸	172m 2.5	172m 3.5	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	高潮対策		老朽化対策	
						陸間	2基 —	2基 —	—	農地	高潮対策		老朽化対策	
						堤防	100m 3.0	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	高潮対策		高潮対策	
						護岸	64m 2.5	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	高潮対策		高潮対策	
						水門	1基 —	—	—	農地	高潮対策		高潮対策	
						護岸	1,345m 2.2~2.7	1,345m 3.5	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	高潮対策		老朽化対策	
30			佐世保港海岸 (柳ノ本地区)	柳ノ本(二)地先 柳ノ本(ハ)地先 (港)		堤防	54m 3.0	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	高潮対策		高潮対策	
						護岸	270m 2.2	—	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	高潮対策		高潮対策	
						陸間	1基 —	—	—	農地	高潮対策		高潮対策	

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種別、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項	
長崎県	31		佐世保港海岸 (名切地区)	名切(ニ)地先 名切(ハ)地先 名切(ロ)地先 名切(イ)地先 (港)		護岸	○	345m 2.5~3.0	345m 3.5	佐世保市船越町~下船 越町の一部		・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、家状の発生位置や劣化の進行段階に応じて寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への抛波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						陸間	○	11基	11基				宅地 工業地		高潮対策
						堤防		352m 3.0		佐世保市船越町~下船 越町の一部			高潮対策		
						護岸		112m 2.4		佐世保市船越町~下船 越町の一部			高潮対策		
						陸間		2基					高潮対策		
						水門		3基					高潮対策		
						護岸	○	2,063m 2.2~3.0	2,063m 3.5	佐世保市船越町の一部			老朽化対策		
						陸間	○	43基	43基				老朽化対策		
						護岸		2,046m 2.2~3.0		佐世保市船越町の一部			高潮対策		
						突堤		1基 10m					高潮対策		
	32	5	佐世保港海岸 (船越地区)	船越(ハ)地先 船越(ロ)地先 船越(イ)地先 船越地先 (港)		陸間		17基				宅地 工業地	高潮対策		
						水門		1基				高潮対策			
						離岸堤	◎		1基 67m			高潮対策			
						護岸	○	877m 2.3~3.5	877m 3.5	佐世保市鹿子前町の一部		高潮対策			
						砂浜(養浜)	○	200m 4,000㎡	200m 4,000㎡			老朽化対策			
						陸間	○	15基	15基		緑地 宅地 道路	老朽化対策			
						堤防		59m 3.1		佐世保市鹿子前町の一部		高潮対策			
						護岸		506m 2.3~3.5		佐世保市鹿子前町の一部		高潮対策			
						陸間		6基				高潮対策			
							33		佐世保港海岸 (鹿子前地区)	鹿子前(ロ)地先 鹿子前(イ)地先 (港)		護岸	○	877m 2.3~3.5	877m 3.5
砂浜(養浜)	○	200m 4,000㎡	200m 4,000㎡									老朽化対策			
陸間	○	15基	15基		緑地 宅地 道路							老朽化対策			
堤防		59m 3.1		佐世保市鹿子前町の一部								高潮対策			
護岸		506m 2.3~3.5		佐世保市鹿子前町の一部								高潮対策			
陸間		6基										高潮対策			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	県名	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項
長崎県	34	5	佐世保港海岸 (日野地区)	日野地先 鞆牛崎地先	(港)	護岸	○	延長等 632m 天端高 2.1~4.8	延長等 632m 天端高 3.5	佐世保市日野町の一部	宅地 工業地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、家状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてプロットの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策 老朽化対策 高潮対策 高潮対策 高潮対策 高潮対策 高潮対策 老朽化対策 高潮対策 老朽化対策 老朽化対策 高潮対策 高潮対策 高潮対策 老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 突堤・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
				大湯(二)地先 大湯(ハ)地先 大湯(ロ)地先	(港)	護岸	○	延長等 130m 天端高 2.2~2.5	延長等 130m 天端高 3.0	佐世保市大湯町の一部	宅地 農地 森林			
35	6		佐世保港海岸 (大湯地区)	相浦(ハ)地先 五葉松地先 相浦(イ)地先	(港)	護岸	○	延長等 168m 天端高 2.5~3.0	延長等 168m 天端高 3.0	佐世保市相浦町の一部	宅地 農地 森林			
				相浦(ロ)地先	(港)	陸間	○	延長等 1基 天端高 —	延長等 1基 天端高 —	—	—			
36			佐世保港海岸 (相浦地区)	相浦(ハ)地先 五葉松地先 相浦(イ)地先	(港)	護岸	○	延長等 42m 天端高 2.5	延長等 — 天端高 —	佐世保市相浦町の一部	宅地 農地 森林			
				相浦(ロ)地先	(港)	護岸	○	延長等 45m 天端高 2.5	延長等 — 天端高 —	佐世保市相浦町の一部	宅地 農地 森林			
37			佐々港海岸 (佐々港地区)	北松浦郡佐々町小浦免地先	(港)	護岸	○	延長等 430.0m 天端高 不明	延長等 225.0m 天端高 —	北松浦郡佐々町の一部	農地 森林 宅地			
				北松浦郡佐々町小浦免地先	(港)	陸間	○	延長等 1,276m 天端高 —	延長等 — 天端高 —	佐々町の一部	農地なし			
38	7		佐々港海岸 (長羽地区)	北松浦郡佐々町小浦免字外 浜23から字長羽恵1509-1まで	(農)	堤防 (水門 等)	○	延長等 0.0m 天端高 —	延長等 — 天端高 —	北松浦郡佐々町の一部	農地 森林			
				北松浦郡佐々町小浦免地先	(港)	護岸	○	延長等 0.0m 天端高 —	延長等 — 天端高 —	北松浦郡佐々町の一部	農地 森林			
39			佐々港海岸 (小佐々港地区)	北松浦郡佐々町小坂免地先	(港)	護岸	○	延長等 — 天端高 —	延長等 — 天端高 —	北松浦郡佐々町の一部	農地 森林			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「△」	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項
長崎県	40		佐世保港海岸 (浅子地区)	二本松(小)地先 浅子地先	(港)	護岸	○	541m 3.0~5.1	541m 3.0	佐世保市浅子町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、家状の発生位置や劣化の進行段階に応じて寿命命化を図ること、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
						陸間	○	4基	4基	—	—			
						堤防		215m 3.0~3.4	—	佐世保市浅子町の一部	宅地			
						護岸		15m 5.1	—	佐世保市浅子町の一部	農地			
						砂浜		190m 5.700m	—	—	—			
						水門		2基	—	—	—			
						—	—	—	—	—	—			
						護岸	○	694.0m 2.7	—	佐世保市浅子町の一部	森林			
						護岸	○	3438.0m 2.0~3.0	2833.0m	佐世保市小佐々町の一部	森林 宅地			
						護岸	○	1781.0m 1.7~4.2	1117.0m	佐世保市小佐々町の一部	森林			
						護岸	○	881.0m 2.3~3.6	40.0m	佐世保市小佐々町の一部	宅地			
						護岸	○	1730.2m 2.6~3.0	950.0m	佐世保市小佐々町の一部	宅地 森林			
						離岸堤		80.0m 2.0	—	—	—			
						護岸		1725m 2.17	—	佐世保市小佐々町・矢岳の一部	宅地 農地 道路			
堤防		45m 7.60	—	佐世保市小佐々町・矢岳の一部	—									
護岸		542m 2.17	—	佐世保市小佐々町・矢岳の一部	宅地 道路									
護岸		323m 3.17	—	佐世保市小佐々町・矢岳の一部	宅地 農地 道路									

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		二) 維持又は修繕の方法		その他		
	県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「△」	施設規模(計画)	施設規模(現況)	受益の地域及びその状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向	配慮事項
								延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	状況			
長崎県	49		長串海岸 (上久岳地区)	北松浦郡小佐々町大字矢岳 免字田原1016-49番地地先	(河)	護岸	○	687.2	1.95	584.8m	—	宅地	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。	老朽化対策
				北松浦郡小佐々町大字矢岳 免字田原1070-9番地地先	(河)	護岸	○	506.9m	+2.15~3.68	220.9m	—	農地 森林	老朽化対策		
	50		長串海岸 (矢岳平地区)	北松浦郡小佐々町大字矢岳 免字田原1070-9番地地先	(河)	護岸	○	789.5m	3.2	652.1m	—	宅地	老朽化対策	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。	老朽化対策
	51	7	長串海岸 (水場地区)	北松浦郡鹿町町大字長串免 上髯崎1103-9番地地先	(河)	護岸	○	511.2m	+2.0~3.5	124.2m	—	宅地 森林	老朽化対策		
	52		長串海岸 (稲崎地区)	北松浦郡鹿町町大字長串免 上髯崎1103-9番地地先	(河)	護岸	○	774.6m	+2.08~3.73	404.5m	—	宅地 森林	老朽化対策	・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策
	53		長串海岸 (太刀目地区)	北松浦郡鹿町町大字長串免 太刀目1076-7番地地先	(河)	護岸	○	—	—	—	—	宅地 森林	老朽化対策		
	54		鹿町漁港海岸 (鹿町地区)	佐世保市鹿町町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	高潮対策	・水門	老朽化対策
	55		江迎港海岸 (黒口浦津地区)	佐世保市鹿町町口/浦免地 先	(港)	護岸	○	367.0m	不明	150.0m	—	宅地 森林	老朽化対策		
	56		江迎港海岸 (口の里津地区)	佐世保市鹿町町口の里免地 先	(港)	護岸	○	433.0m	不明	283.0m	—	農地 森林	老朽化対策	・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策
	57		江迎港海岸 (水尻津地区)	佐世保市鹿町町地先	(港)	護岸	○	130.0m	不明	130.0m	—	森林 宅地	老朽化対策		
	58	8	江迎港海岸 (鹿町津地区)	佐世保市鹿町町地先	(港)	護岸	○	1168.0m	2.5	300.0m	—	宅地	老朽化対策	・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策
	59		江迎港海岸 (江迎津地区)	佐世保市江迎町地先	(港)	護岸	○	1827.0m	1.8~2.6	366.0m	—	宅地 森林	老朽化対策		
	60		江迎港海岸 (末崎津地区)	佐世保市江迎町末崎免地先	(港)	護岸	—	0.0m	—	—	—	農地 森林 宅地	高潮対策	・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策
	61		江迎港海岸 (深月津地区)	佐世保市江迎町深月免地先	(港)	護岸	○	75.0m	不明	75.0m	不明	宅地 農地 道路 森林	老朽化対策		
	62	9	田平海岸 (大塔地区)	平戸市田平町以善免字権/ 木田無-138から字大塔318-2 まで	(農)	護岸	—	670m	3.8	—	—	農地な し	高潮対策		

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		二) 維持又は修繕の方法		その他						
	県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「△」	延長等	天端高(T.P.m)	施設規模(現況)	延長等	天端高(T.P.m)	施設規模(計画)	受益の地域及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	配慮事項
長崎県	63			大橋港海岸(大塔地区)	平戸市田平町以善地先	(港)	護岸	○	121m	—	121m	—	—	—	平戸市田平町の一部	農地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									92m	—	92m	—	—	—	平戸市田平町の一部	農地			
	64			田平海岸(青砂崎地区)	平戸市田平町下寺免字外平2026から字青砂崎1930まで	(農)	護岸	○	1,137m	4.5	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									1基 21m	—	—	—	—	—	—	—			
	65			生向漁港海岸(生回地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸	○	2,103m	2.14	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									192m	—	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	農地な し			
	66		9	田平海岸(瀬戸山地区)	平戸市田平町小寺免字瀬戸山676から下寺免字瀬戸2-1まで	(農)	護岸	○	934.4m	—	364.1m	—	—	—	平戸市田平町の一部	宅地、森林、農地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									425m	4.8	355m	—	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 道路			
	67			小寺出海岸(唐船地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	5.0m	—	5.0m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									4.8	—	355m	—	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 道路			
	68			田平港海岸(田平地区)	平戸市田平町山内免前田地先	(港)	護岸	○	425m	4.8	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 道路	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									5.0m	—	5.0m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林			
	69			野田海岸(地荒地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	5.0m	—	5.0m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									5.0m	—	5.0m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林			
	70			田平海岸(牛首地区)	平戸市田平町大久保免字大池274-1から野田免字牛ヶ首1500-1まで	(農)	護岸(水門等)	○	197m	5.0	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
									197m	5.0	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地			
71			田平海岸(台田地区)	平戸市田平町大久保免字弓田無-15から1111-2まで	(農)	堤防	○	108m	8.5	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
								108m	8.5	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地				
72		10	田平海岸(岡地区)	平戸市田平町大久保免字岡地1111-2から字中瀬933-1まで	(農)	護岸	○	157m	6.9	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
								157m	6.9	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	耕作地				
73			大久保海岸(後平地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	365.0m	+3.34~+4.03	226.5m	—	+3.34~+4.03	—	平戸市田平町の一部	道路、宅地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
								365.0m	+3.34~+4.03	226.5m	—	+3.34~+4.03	—	平戸市田平町の一部	道路、宅地				
74			横島海岸(横島北地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	233.7m	—	6.3m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
								233.7m	—	6.3m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林				
75			横島海岸(横島南地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	358.2m	—	358.2m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
								358.2m	—	358.2m	—	—	—	平戸市田平町の一部	森林				
76		11	生向漁港海岸(森田地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸	○	2,265m	2.28	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生に伴い、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて底層の発生位置や劣化の進行段階に応じた底層の発生位置や劣化の進行段階に合わせた維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要な防護機能の老朽化に伴い、既存施設や改築などを実施する。環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
								2,265m	2.28	—	—	—	—	平戸市田平町の一部	宅地 農地				

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「△」	延長等	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	配慮事項
長崎県	77		久岐港海岸(久岐地区)	平戸市平町・岳崎免地先	(港)	護岸	○	987m	—	987m	—	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて修繕を実施することにより、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	78		鯨ヶ浦港海岸(鯨ヶ浦地区)	平戸市平町・福崎免地先	(港)	護岸	○	103m	—	103m	—	宅地	・突堤・離岸堤 による堤体全面の洗掘や堤体プロットの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて修繕・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	79		田平海岸(カアツメ地区)	平戸市平町・福崎免字カケツメ469から471-2まで	(農)	護岸	○	75m	4.6	—	—	農地なし	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	80		一六漁港海岸(小崎地区)	平戸市平町・地先	(水)	護岸	○	923m	1.10	—	—	宅地 農地	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	81		松浦海岸(現皿山・波津崎地区)	松浦市御厨町・字皿山569-1から字波津崎352まで	(農)	護岸	○	792m	4.6	—	—	農地なし	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	82		御厨大崎海岸(加権地区)		(港)	護岸	○	427.5	+2.74 3.84	272.0	—	宅地 農地	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	83		御厨大崎海岸(大崎地区)		(港)	護岸	○	606.5	+2.74 3.84	202.9	—	宅地 農地	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	84		松浦海岸(大崎地区)	松浦市御厨町・字汐屋863から字横田778まで	(農)	護岸	○	192.2	—	192.2	—	農地なし	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	85		松浦海岸(廻田新田地区)	松浦市御厨町・大崎免字畑下又606から牟田免字中尾630まで	(農)	突堤	○	3基 89m	—	—	—	農地なし	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	86		下田港海岸(下田港地区)		(河)	消波	○	842m	—	—	—	農地なし	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	87		松浦海岸(血田・上血田地区)	松浦市御厨町・字血田240から字上血田325まで	(農)	護岸	○	857.5	+4.0 ~5.1	745.0	—	宅地 農地	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	88		松浦海岸(血田鼻地区)	松浦市星徳町・岳崎免字上血田378から326まで	(農)	護岸	○	79m	5.2	—	—	農地なし	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	89		松浦海岸(御手洗地区)	松浦市星徳町・岳崎免字地蔵田767から771まで	(農)	護岸	○	67m	5.0	—	—	耕作放棄地	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
	90		岳崎港海岸(岳崎港地区)		(港)	護岸	○	1488.0	不明	903.0	—	農地 森林	・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の確保を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他																
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「△」	延長等	施設規模(現況) 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項														
長崎県	91		皇徳漁港海岸 (皇徳地区)	松浦市皇徳町免地先	(水)	護岸	○	10900	—	—	—	—	堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、家状の発生位置や劣化の進行段階に応じて寿命延長を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・堤防・護岸 ・安堤・離岸堤 ・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。														
																92	松浦港海岸 (松浦港地区)	(河)	護岸	○	5,343.85	—	4,150	—	松浦市御臨町の一部	宅地 農地	高潮対策		
																93	志佐漁港海岸 (志佐地区)	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	高潮対策	
																94	調川港海岸 (調川港地区)	(河)	護岸	○	2,496.6	—	1,719.2	—	—	松浦市調川町の一部	宅地 農地	高潮対策	
																95	浦海岸 (松崎地区)	(港)	護岸	○	289.8	—	1.5	—	—	松浦市今福町の一部	森林	高潮対策	
	96		今福漁港海岸 (北免地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸	○	870m	4.3~5.6	—	—	—	定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて寿命延長を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策															
																104.2m	4.2~6.0	—	—	松浦市今福町の一部	道路 宅地	高潮対策							
																1基 77m	1.80	—	—	松浦市今福町の一部	宅地	高潮対策							
																3基 190m	4.00	—	—	松浦市今福町の一部	道路 宅地	高潮対策							
																101.8m	3.6~5.5	—	—	松浦市今福町の一部	農地 宅地	高潮対策							
																253.0	不明	1570	—	松浦市今福町の一部	道路 森林	高潮対策							
																738.5	+1.09 3.55	211.25	—	松浦市今福町の一部	宅地 農地	高潮対策							
																374.5m	4.70	—	—	松浦市今福町の一部	道路 宅地	高潮対策							
																110m	2.5	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策							
																93m	2.0	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策							
102	14		福島海岸 (福島地区)	松浦市福島町端免字小浦 272-2から字鷹附岩255-2まで	(港)	護岸	○	452.7	+2.76 2.85	—	—	—	—	高潮対策															
																280m	2.8	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策							
																223m	2.4	—	—	松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策							

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
	県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況) 延長等	施設規模(計画) 延長等	受益の地域及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	配慮事項	
長崎県	119			黒瀬戸海岸 (畑下地区)		(港)	護岸	○	延長等	1,236.53	延長等	111.05	天端高(T.P.m)	1.62	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への抛波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。
									天端高(T.P.m)	3.98	天端高(T.P.m)	—				
	120			喜内瀬海岸 (粉浦地区)		(港)	護岸	○	延長等	442.7	延長等	257.3	天端高(T.P.m)	0.86	老朽化対策	<p>・堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤・波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
	天端高(T.P.m)	4.40	天端高(T.P.m)	—												
	##			福島海岸 (一升台地区)	松浦市福島町・喜内瀬免字香升合谷237から239まで	(農)	堤防	—	延長等	53m	延長等	—	天端高(T.P.m)	3.6	高潮対策	
	122			喜内瀬海岸 (喜内瀬地区)	松浦市福島町神崎免字真立	(港)	護岸	○	延長等	2,284.1	延長等	1,811.25	天端高(T.P.m)	0.86	老朽化対策	
	##			福島海岸 (真立地区)	1565-1から中通免字古神田1641まで	(農)	護岸	—	延長等	114m	延長等	—	天端高(T.P.m)	4.40	高潮対策	
	##			福島海岸 (平瀬地区)	松浦市福島町神崎免字神崎1413-1から字平瀬1393まで	(農)	護岸	—	延長等	90m	延長等	—	天端高(T.P.m)	—	高潮対策	
	##			福島海岸 (ノノ水地区)	松浦市福島町神崎免字八水1326から1315-1まで	(農)	護岸	—	延長等	73m	延長等	—	天端高(T.P.m)	4.4	高潮対策	
	126			神崎海岸 (深田地区)		(河)	消波	—	延長等	65m	延長等	—	天端高(T.P.m)	—	高潮対策	
	##			福島海岸 (黒津地区)	松浦市福島町神崎免字下谷573-2から中通免字牧ノ浦60まで	(農)	護岸	—	延長等	593m	延長等	—	天端高(T.P.m)	—	老朽化対策	
	##			福島海岸 (牧ノ浦地区)	松浦市福島町中通免字牧ノ浦46-2から44まで	(農)	護岸	—	延長等	85m	延長等	—	天端高(T.P.m)	3.0	高潮対策	
	129			股ノ浦海岸 (中央地区)	松浦市福島町地先	(水)	—	—	延長等	—	延長等	—	天端高(T.P.m)	—	高潮対策	
	##			福島海岸 (枯崎地区)	松浦市福島町原免字枯崎1581	(農)	護岸	—	延長等	75m	延長等	—	天端高(T.P.m)	—	高潮対策	
##			福島海岸 (三里地区)	松浦市福島町三里免字狐1203から字若松1766-2まで	(農)	護岸	—	延長等	132m	延長等	—	天端高(T.P.m)	3.7	高潮対策		
132			原港海岸 (原港地区)		(港)	護岸	○	延長等	2010.0	延長等	970.0	天端高(T.P.m)	不明	老朽化対策		
133			床浪海岸 (床浪港地区)		(港)	護岸	○	延長等	338.0	延長等	234.0	天端高(T.P.m)	+2.8 ~3.4	老朽化対策		
134			三里海岸 (三里港地区)		(港)	護岸	—	延長等	589.0	延長等	—	天端高(T.P.m)	不明	高潮対策		

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他			
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「△」	延長等	施設規模(現況)	施設規模(計画)	延長等	天端高(T.P.m)	地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設
長崎県	135		船産津浦港海岸(南部地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	高潮対策	整備の方向 配慮事項 必要に応じて高潮による事後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	##		鷹島海岸(古田地区)	松浦市鷹島町船産津浦免字古田2から8-1まで	(農)	護岸	—	279m	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策	
	##		鷹島海岸(牧ノ浦地区)	松浦市鷹島町船産津浦免字豊田249-3から原免字垣ノ内1109まで	(農)	護岸	—	2,084m	5.0	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作放棄地	高潮対策	
	138		三代港海岸(三代港地区)		(港)	護岸	—	1318.3	1.3	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	森林	高潮対策	
	##		鷹島海岸(藤浦地区)	松浦市鷹島町中通免字藤浦899から字仲瀬960まで	(農)	護岸	—	69m	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策	
	##		鷹島海岸(白浜地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字姫木362-3から字障子輪205-2まで	(農)	突堤	—	1基 31m	3.1	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策	
	##		鷹島海岸(立石地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字得1505-1から1503-2まで	(農)	護岸	—	47m	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作放棄地	高潮対策	
	##		鷹島海岸(婿ノ浦地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字婿ヶ浦1244から1242-1まで	(農)	護岸	—	53m	4.6	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策	
	##		鷹島海岸(釜蓋地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字釜蓋1143-1から1138まで	(農)	自然海岸	—	—	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策	
	##		鷹島海岸(浜ノ浦地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字釜蓋1135-2から字白崎241-1まで	(農)	護岸	—	93m	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策	
	##		鷹島海岸(日比地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字池田33から里免字日比1374まで	(農)	護岸	—	30m	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策	
	147		日比漁港海岸(北部地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	高潮対策	
	##		鷹島海岸(降道地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字履2375から神崎免路道2162まで	(農)	護岸 消波	—	295m 97m	4.2	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作地	高潮対策	
	##		鷹島海岸(伊野利地区)	松浦市鷹島町神崎免字抜田2034から字真立1594まで	(農)	護岸 突堤	—	250m 2基 42m	4.2	—	—	—	松浦市鷹島町の一部	耕作地	高潮対策	

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項	
長崎県	150		岩の上海岸(楯松地区)	平戸市岩の上町地先	(河)	護岸	延長等 164.5m 天端高 4.5	延長等 106.5m 天端高	平戸市岩の上町の一部	農地、森林	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への抛波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。		
	##		平戸海岸(楯松地区)	平戸市明の川内町字遠見岳9から岩の上町字東楯松461まで	(農)	護岸 突堤	延長等 562m 1基 10m 天端高 4.5	延長等	平戸市明の川内町の一部	耕作地	高潮対策	堤防・護岸施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて高潮による被害の発生位置や劣化の進行段階に応じて寿命延長を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	##		平戸海岸(大野浦地区)	平戸市大野町字袋山295から明の川内町字松田74まで	(農)	護岸 突堤	延長等 1,341m 4基 190m 天端高 4.5	延長等	平戸市大野町と明の川内町の一部	耕作地	高潮対策	波浪による堤体全面の洗掘や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等・水門の機能を確保する。		
	##		平戸海岸(大崎地区)	平戸市大野町字北平1088から大野町字袋石350まで	(農)	護岸 突堤	延長等 5基 189m 天端高 4.5	延長等	平戸市大野町と大野町の一部	耕作地	高潮対策	定期的に点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて寿命延長を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
	154	19	大野海岸(柳道地区)	平戸市大野町地先	(河)	護岸 離岸堤 突堤	延長等 132.0m 1基 42.3m 天端高 +4.23~+4.36	延長等 106.2m 天端高 +4.23~+4.36	平戸市大野町の一部	森林、宅地	老朽化対策	高潮対策		
	155		大山海岸(北平地区)	平戸市大山町地先	(河)	護岸	延長等 369.6m 天端高	延長等 212.7m	平戸市大山町の一部	森林、宅地	老朽化対策	高潮対策		
	156		川内港海岸(千里ヶ浜地区)	平戸市大山町字南平地先	(港)	護岸 突堤	延長等 1172m 200m 天端高 5.9 4.5	延長等 180m	平戸市大山町の一部	道路	老朽化対策	高潮対策		
	157		川内港海岸(川内地区)	平戸市大山町字黒曾根地先	(港)	護岸	延長等 1552m 天端高 5.5	延長等 1277m	平戸市大山町の一部	宅地 道路 農地	老朽化対策	高潮対策		
	158		川内港海岸(水垂地区)	平戸市水垂町字種子田地先	(港)	護岸	延長等 1551m 天端高 5.0	延長等 335m	平戸市水垂町の一部	宅地 道路	老朽化対策	高潮対策		
	##		平戸海岸(荒崎鼻地区)	平戸市水垂町字京崎1146から1133まで	(農)	護岸	延長等 166m 天端高 5.2	延長等	平戸市水垂町の一部	耕作地	高潮対策	高潮対策		
##		平戸海岸(京持崎地区)	平戸市宝龜町字地田57-1から水垂町字京崎1146-1まで	(農)	護岸	延長等 330m 天端高 5.2	延長等	平戸市水垂町の一部	耕作地	高潮対策	高潮対策			
161		宝亀漁港海岸(宝亀地区)	平戸市宝龜町地先	(水)	護岸	延長等 582m 天端高 1.82	延長等	平戸市宝龜町の一部	宅地 農地	高潮対策	高潮対策			
長崎県	##		平戸海岸(中田地区)	平戸市宝龜町字新田1527から字中田1480まで	(農)	護岸	延長等 201m 天端高 4.6	延長等	平戸市宝龜町の一部	耕作地	高潮対策			

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		二) 維持又は修繕の方法		その他					
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「○」改良「△」	延長等	先端高(T.P.m)	延長等	施設規模(計画)	受益の地域及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向		
	#		平戸海岸 (名切地区)	平戸市宝亀町字新田1540から字名切257-1まで	(農)	護岸 (水門等)	○	409m	3.1	—	—	平戸市宝亀町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的な点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて早急な修繕に努めるなど、適切な維持・修繕に努める。・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの後動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。・水門	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への地液・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。・護岸・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。		
								688.8m	—	—	—	1基 32.7m	—		—		平戸市本場町の一部	宅地、森林、農地
	164		本場海岸 (見崎浜地区)	平戸市本場町地先	(河)	護岸	○	844.1m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	165	19	紐差港海岸 (長瀬地区)	平戸市本場町字木山地先	(港)	護岸	○	1370m	—	97.7m	—	—	平戸市本場町の一部	農地	老朽化対策	老朽化対策		
	20m							—	20m	—	—	—	—	—				
	166		紐差港海岸 (田崎地区)	平戸市本場町字本山地先	(港)	護岸	○	1730m	—	1730m	—	—	—	—	—	—	—	
	167		紐差港海岸 (紐差地区)	平戸市迎紐差町地先	(港)	護岸	○	1710m	—	1710m	—	—	—	—	—	—	—	—
	168		木ヶ津漁港海岸 (木ヶ津地区)	平戸市木ヶ津町地先	(水)	護岸	○	75m	—	75m	—	—	—	—	—	—	—	
	169		紐差港海岸 (木ヶ津地区)	平戸市木ヶ津町地先	(港)	護岸	○	1,281m	2.37	—	—	—	平戸市木ヶ津町の一部	宅地、農地	老朽化対策	高潮対策		
	170		木ヶ津海岸 (赤松崎地区)	平戸市木ヶ津町地先	(河)	護岸	○	1100m	—	1100m	—	—	—	—			—	—
	#		平戸海岸 (崎辺地区)	平戸市大川原町字崎辺1539から字櫃神山1486-4まで	(農)	護岸	○	281m	—	—	—	—	平戸市大川原町の一部	耕作放棄地	老朽化対策	高潮対策		
								441m	—	285m	—	—	—	—			—	
	172		大川原港海岸 (大川原地区)	平戸市大川原町字御神戸地先	(港)	護岸	○	441m	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	173		船木海岸 (女鹿地区)	平戸市船木町地先	(河)	護岸	○	22m	—	22m	—	—	—	—	—	—	—	
	#		平戸海岸 (船木地区)	平戸市船木町字新田273から字宮ノ後763まで	(農)	護岸	○	410m	—	—	—	—	平戸市船木町の一部	耕作地、宅地、市道	老朽化対策	高潮対策		
								77m	—	—	—	—	—	—			—	
	176		前津吉漁港海岸 (前津吉地区)	平戸市神ノ川町字神ノ川地先	(水)	護岸	○	99m	5.00	99m	5.0	—	—	—	—	—	—	

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項		
長崎県	##		平戸海岸 (築山地区)	平戸市前津吉町字前津吉 378から字一配田1312まで	(農)	護岸	503m	8.5	500m	10.8	平戸市前津吉町の一部	耕作地 宅地 市道	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的な点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて寿命・命 命を確保するとともに、既存施 設の老朽化に伴う維持補修 や改築などを実施する。 ・突堤・離岸堤 ・波浪による堤体全面の劣化や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてプロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 ・定期的な点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	高潮対策	必要に応じて高潮による事 後地への浸波・飛沫被害を 防止するため、護岸等の整 備を行い、必要な防護機能 を確保するとともに、既存施 設の老朽化に伴う維持補修 や改築などを実施する。 ・環境・利用の調和のとれた 海岸整備を目指す。
						消波	233m	7.5	233m	7.5	—	—		—	
						護岸	822m	9.5	—	—	平戸市前津吉町と神上町 の一部	耕作地			
						消波	173m	—	—	—	—	—			
						自然海岸	—	—	—	—	平戸市小田町の一部	農地な し			
						護岸	104.5m	+8.66	—	—	平戸市小田町の一部	宅地			
						離岸堤	—	—	—	—	—	—			
						護岸	99m	4.7	—	—	平戸市野子町の一部	農地な し			
						護岸	147m	—	—	—	平戸市野子町の一部	耕作放 棄地			
						護岸	118m	—	—	—	平戸市野子町の一部	耕作放 棄地			
						護岸	74m	—	—	—	平戸市野子町の一部	耕作放 棄地			
						—	—	—	—	—	—	—			
						護岸	1,318m	3.10	—	—	平戸市野子町の一部	宅地 農地			
						護岸	148.0m	—	148.0m	—	平戸市野子町の一部	森林			
						護岸	1,929m	3.15	—	—	平戸市野子町の一部	宅地 農地			
						護岸	372.0m	—	262.0m	—	平戸市小田町の一部	森林、農 地			
						護岸	523m	4.1	—	—	平戸市小田町の一部	耕作地 宅地			
						護岸	1,726m	4.23	—	—	平戸市志々枝町の一部	宅地 農地			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向	配慮事項
長崎県	##		平戸海岸 (大志々伎地区)	平戸市大志々伎町字月崎 137番1から字水尻1786まで	(農)	護岸	延長等 1,057m 天端高 6.5	延長等 — 天端高 —	平戸市大志々伎町の一部	耕作地 宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的な点検・計画を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて早急命化を 図るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の劣化や 崩壊による堤体の後倒・沈下 等について、定期的な点検・評 価を実施し、必要に応じてプロッ クの補充等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	高潮対策	必要に応じて高潮による事 後地への浸波・飛沫被害を 防止するため、護岸等の整 備を行い、必要な防護機能 を確保するとともに、既存施 設の老朽化に伴う維持補修 や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・ 環境・利用の調和のとれた 海岸整備を目指す。	
				平戸市大志々伎町字女鹿崎 1831から1809まで	(農)	自然海岸	延長等 — 天端高 —	延長等 — 天端高 —	平戸市大志々伎町の一部	農地なし				
				平戸海岸 (尾ノ浦地区)	平戸市早福町尾の浦30から 大志々伎町字尾の浦1923ま で	(農)	自然海岸	延長等 — 天端高 —	延長等 — 天端高 —	平戸市早福町と大志々伎 町の一部		農地なし		
				平戸海岸 (打越地区)	平戸市早福町字打越丙195 から字女瀬浦150-1まで	(農)	自然海岸	延長等 — 天端高 —	延長等 — 天端高 —	平戸市早福町の一部		農地なし		
				早福漁港海岸 (早福地区)	平戸市早福町地先	(水)	護岸	延長等 204m 天端高 2.24	延長等 — 天端高 —	平戸市早福町の一部		宅地 農地		
				平戸海岸 (江川地区)	平戸市早福町字江川1219- 第1から1274乙まで	(農)	護岸	延長等 65m 天端高 7.5	延長等 — 天端高 —	平戸市早福町の一部		耕作地		
				平戸海岸 (秋田地区)	平戸市早福町字大早福1506 から字松田1383まで	(農)	護岸	延長等 86m 天端高 7.4	延長等 — 天端高 —	平戸市早福町の一部		耕作地		
				古田漁港海岸 (古田地区)	平戸市大志志町地先	(水)	護岸	延長等 3,057m 天端高 4.12	延長等 — 天端高 —	平戸市大志志町の一部		宅地 農地		
				神船海岸 (神船地区)	平戸市神船町地先	(河)	護岸	延長等 447.0m 天端高 —	延長等 447.0m 天端高 —	平戸市神船町の一部		農地、森 林		
				猪渡谷海岸 (中津良川地区)	平戸市猪渡谷町地先	(河)	護岸	延長等 415.0m 天端高 —	延長等 406.0m 天端高 —	平戸市猪渡谷町の一部		森林、宅 地、農地		
				猪渡谷漁港海岸 (猪渡谷地区)	平戸市猪渡谷町地先	(水)	護岸	延長等 185m 天端高 2.14	延長等 — 天端高 —	平戸市猪渡谷町の一部		宅地 農地		
				西兵衛漁港海岸 (西法地区)	平戸市堤町地先	(水)	護岸	延長等 208m 天端高 —	延長等 — 天端高 —	平戸市堤町の一部		宅地 農地		
				堤漁港海岸 (堤地区)	平戸市堤町地先	(水)	護岸	延長等 769m 天端高 5.39	延長等 — 天端高 —	平戸市堤町の一部		宅地 農地		
				平戸海岸 (馬込地区)	平戸市堤町字馬込622から 647まで	(農)	護岸	延長等 121m 天端高 7.0	延長等 — 天端高 —	平戸市堤町の一部		耕作放 棄地		
				飯良漁港海岸 (飯良地区)	平戸市飯良町地先	(水)	護岸	延長等 1,123m 天端高 5.50	延長等 — 天端高 —	平戸市飯良町の一部		宅地 農地		
				根獅子漁港海岸 (根獅子地区)	平戸市根獅子町地先	(水)	護岸	延長等 482m 天端高 3.95	延長等 — 天端高 —	平戸市根獅子町の一部		宅地 農地		
				大石跡海岸 (人津久地区)	平戸市獅子町、大石跡町地 先	(河)	護岸	延長等 849.4m 天端高 —	延長等 417.5m 天端高 —	平戸市獅子町、大石跡町 の一部		森林、道 路		
				獅子流港海岸 (獅子地区)	平戸市獅子町地先	(水)	護岸	延長等 748m 天端高 2.47	延長等 — 天端高 —	平戸市獅子町の一部		宅地 農地		

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項	
長崎県	#	22	平戸海岸 (春日地区)	平戸市春日町字小不計1181 から3219まで	(農)	護岸	122m 8.0	—	平戸市春日町の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的な点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命・命を命に努めるなど、適切な維持・修繕に努める。離岸堤 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の湧漏や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への地液・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
				平戸市高越町地先	(水)	護岸	271m 2.80	—	平戸市高越町の一部	宅地		高潮対策		
	平戸市春日町地先	(水)	護岸	283m —	—	—	—	高潮対策						
	平戸市生月町山田南免字早崎4363-1から字青崎1725まで	(農)	護岸 突堤 離岸堤 消波	1,860m 2基 133m 234m 1,663m	—	平戸市生月町の一部	農地なし	高潮対策 高潮対策 高潮対策 高潮対策						
214	25	山田南海岸 (通津地区)	平戸市生月町地先	(河)	護岸	62.3m —	62.3m —	平戸市生月町の一部	農地	老朽化対策	高潮対策			
#	#	#	生月海岸 (精進地区)	平戸市生月町南免度畑2807 から里免字横連4568まで	(農)	護岸	641m 8.1	—	平戸市生月町の一部	耕作放棄地	・定期的な点検を行い、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努める。	高潮対策		
				平戸市生月町香部免字志保良3232から字水田2829まで	(農)	護岸	393m 9.2	—	平戸市生月町の一部	農地なし		高潮対策		
				平戸市生月町香部免字田頭185-3から字トクノク435-2まで	(農)	護岸	254m 4.9	—	平戸市生月町の一部	農地なし		高潮対策		
				平戸市生月町香部免字トクノク447から字鞆島472まで	(農)	護岸	97m 5.1	—	平戸市生月町の一部	農地なし		高潮対策		
219	#	#	御崎流港海岸 (御崎浦地区)	平戸市生月町地先	(水)	護岸	1,295m 3.41	—	平戸市生月町の一部	宅地 農地	高潮対策			
				平戸市生月町地先	(河)	護岸 離岸堤 突堤	783.7m — 1基 2.8m	164.6m — 1基 2.8m	平戸市生月町の一部	森林、宅地	老朽化対策 高潮対策 老朽化対策			
220	#	#	生月一部海岸 (鶴崎浜地区)	平戸市生月町地先	(河)	護岸	— 1.41~+6.17	— +1.41~+6.17	平戸市生月町の一部	森林、宅地	老朽化対策			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項	
長崎県	221		生月漁港海岸 (宇瀬地区)	平戸市生月町志部浦字浦方地先	(水)	護岸	延長等 1499m 天端高 3.50	延長等 1499m 天端高 3.5	平戸市生月町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、現状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等を行う。水門 ・定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
				平戸市生月町大字生月里免志部浦地先	(水)	護岸	延長等 449m 天端高 7.00	延長等 449m 天端高 7.0	平戸市生月町の一部	道路 農地		老朽化対策		
##	222		生月海岸 (松本地区)	平戸市生月町山田免下骨棒1757から字日置970-2まで	(農)	消波	延長等 1,093m 天端高 4.3	延長等 — 天端高 —	平戸市生月町の一部	農地なし	高潮対策	高潮対策		
				平戸市生月町大字山田免地先	(水)	護岸	延長等 165m 天端高 —	延長等 165m 天端高 —	平戸市生月町の一部	道路				
224		籠浦港海岸 (籠浦地区) (吾ノ下地区)	平戸市生月町大字山田免地先	(水)	護岸	延長等 207m 天端高 4.78	延長等 — 天端高 —	平戸市主師町の一部	宅地 農地	高潮対策	高潮対策			
##	17	平戸海岸 (荒崎地区)	平戸市主師町地先	(河)	護岸	延長等 226.7m 天端高 —	延長等 — 天端高 —	平戸市主師町の一部	宅地、森林	老朽化対策	老朽化対策			
			平戸市古江町字荒崎1185から字瀬ノ内1216まで	(農)	護岸	延長等 415m 天端高 5.1	延長等 — 天端高 —	平戸市古江町の一部	農地なし	高潮対策				
##		平戸海岸(小浦地区)	平戸市古江町字阿波造889から字小浦827まで	(農)	護岸	延長等 280m 天端高 5.3	延長等 — 天端高 —	平戸市古江町の一部	農地なし	高潮対策	高潮対策			
229		古江港海岸 (大瀬地区)	平戸市古江町字大瀬地先	(港)	護岸	延長等 201m 天端高 3.7	延長等 201m 天端高 3.7	平戸市古江町の一部	農地	老朽化対策	老朽化対策			
230		古江港海岸 (古江地区)	平戸市古江町字早ヶ浦地先	(港)	護岸	延長等 2117m 天端高 4.4	延長等 625m 天端高 4.4	平戸市古江町の一部	宅地 道路 農地	老朽化対策	老朽化対策			
			平戸市木引町字塩焼地先	(港)	護岸	延長等 2893m 天端高 5.5	延長等 1566m 天端高 5.5	平戸市木引町の一部	道路 農地					
231		古江港海岸 (木引地区)	平戸市木引町字塩焼地先	(港)	突堤	延長等 30m 天端高 4.3	延長等 — 天端高 —	平戸市木引町の一部	道路 農地	高潮対策	高潮対策			
232		鏡川海岸 (梅崎地区)	平戸市鏡川町地先	(河)	護岸	延長等 458.5m 天端高 —	延長等 436.5m 天端高 —	平戸市鏡川町の一部	農地、森林、宅地	老朽化対策	老朽化対策			

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種別、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域 及びその状況	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項	
長崎県	233		薄香漁港海岸 (潮ノ浦地区)	平戸市大久保町字千代切山 地先	(水)	護岸	延長等 783m	延長等 783m	平戸市大久保町の一部	宅地 農地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて修繕・補修を実施する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の浮腫や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
				平戸市鏡川町字崎地先			護岸	延長等 110m	延長等 110m	平戸市鏡川町の一部				宅地
	234		大久保海岸 (大久保地区)	平戸市大久保町地先	(河)	護岸 離岸堤 突堤	延長等 2059.1m	延長等 1903.0m	平戸市大久保町の一部	道路、宅地、農地、森林地、農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて修繕・補修を実施する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の浮腫や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
				平戸市大久保町字水ノ浦127			自然海岸	延長等 3基 97.0m	延長等 3基 97.0m	平戸市大久保町の一部				農地なし
	##		平戸海岸 (千代切山地区)	平戸市大久保町字長崎山 219-5から2220-29-1まで	(農)	護岸	延長等 160m	延長等 160m	平戸市大久保町の一部	農地なし 宅地 市道	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて修繕・補修を実施する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の浮腫や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
							平戸市大久保町字須草203 から218まで	護岸	延長等 102m	延長等 102m				平戸市大久保町の一部
	238		須草海岸漁港海岸 (須草地区)	平戸市大久保町地先	(水)	護岸	延長等 334m	延長等 334m	平戸市大久保町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて修繕・補修を実施する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の浮腫や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
				平戸市大久保町字真田ノ浦 178から西田ノ浦3-第1まで			護岸	延長等 430m	延長等 430m	平戸市大久保町の一部				耕作放 棄地
	##		平戸海岸 (神崎地区)	平戸市大久保町字米山免 633	(農)	護岸	延長等 36m	延長等 36m	平戸市大久保町の一部	耕作放 棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて修繕・補修を実施する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の浮腫や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
				平戸市大久保町地先			護岸	延長等 352.0m	延長等 352.0m	平戸市大久保町の一部				道路
	241		岩の上海岸 (龍崎地区)	平戸市大久保町地先	(河)	護岸 突堤	延長等 1基 48.0m	延長等 1基 48.0m	平戸市大久保町の一部	宅地 道路 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて修繕・補修を実施する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の浮腫や堤体フロッツの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてフロッツの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 ・実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
							平戸市田助町字四軒家地先	護岸	延長等 434m	延長等 434m				平戸市田助町の一部

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		二) 維持又は修繕の方法		その他	
	県名	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項
長崎県	243		平戸港海岸 (小川地区)	平戸市大久保町字古館地先	(港)	護岸	○	延長等	354m	平戸市大久保町の一部	宅地 道路	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、家状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
								天端高	5.0		宅地		老朽化対策	
	244	19	平戸港海岸 (白浜地区)	平戸市岩の上町字龜岡地先	(港)	護岸	○	延長等	376m	平戸市岩の上町の一部	宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の発生について、定期的に点検・評価を実施し、家状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年劣化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
	245		岩の上海岸 (南龍崎地区)	平戸市岩の上町地先	(河)	護岸	○	延長等	524.3m	平戸市岩の上町の一部	森林、宅地		老朽化対策	
	246		飯盛漁港海岸 (飯盛地区)	平戸市飯盛町地先	(水)	護岸	○	延長等	1,032m	平戸市飯盛町の一部	宅地 農地	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	247		度島漁港海岸 (湯牟田地区)	平戸市度島町字ハイキ地先	(水)	護岸	○	延長等	159m	平戸市度島町の一部	農地	老朽化対策		
	248		度島海岸 (波恵地区)	平戸市度島町地先	(河)	護岸	○	延長等	844.3m	平戸市度島町の一部	森林、農地	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	##		平戸海岸 (度島地区)	平戸市度島町字小松又 2733-2から字太田2142まで	(農)	護岸	○	延長等	837m	平戸市度島町の一部	耕作放棄地	老朽化対策		
	##	16	平戸海岸 (水尻地区)	平戸市度島町字塚畑1826から字小郷浦1325まで	(農)	護岸	○	延長等	853m	平戸市度島町の一部	耕作放棄地	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	##		平戸海岸 (崎瀬地区)	平戸市度島町字白津和又 366から字荒崎365-1まで	(農)	護岸	○	延長等	200m	平戸市度島町の一部	耕作放棄地	高潮対策		
	252		大島西字戸海岸 西字地区	大島西字戸海岸	(港)	護岸	○	延長等	366.5 ~ 4.40	平戸市大島村の一部	農地 森林 礎石場	老朽化対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	##		大島海岸 (前平地区)	平戸市大島村大島前平免字 白崎438から字辻山889まで	(農)	護岸	○	延長等	1,105m	平戸市大島村の一部	耕作地	高潮対策		
	254		獅子吼港海岸 (獅子吼港地区)	松浦市鷹島町地先	(港)	護岸	○	延長等	569.0	松浦市鷹島町の一部	宅地 農地	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への浸波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う、必要な防護機能の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
	255		獅子吼港海岸 (戸田港地区)	松浦市鷹島町地先	(港)	護岸	○	延長等	728.0	松浦市鷹島町の一部	農地 森林	高潮対策		

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		二) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項	
長崎県	##		大島海岸 (小湊地区)	平戸市大島村大根坂免字小通1055	(農)	護岸	47m	—	平戸市大島村の一部	耕作放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的な点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤・離岸堤 ・波浪による堤体全面の劣化や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。 ・水門	高潮対策	必要に応じて高潮による事後地への抛波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行う。必要なら防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
														##
258	16	大根坂漁港海岸 (大根坂地区)	平戸市鹿島町大根坂免地先	(水)	護岸	644.5	—	—	宅地 農地	高潮対策	老朽化対策			
259		大島港海岸 (大島港地区)	—	(河)	護岸 船揚場	6.519.1 9.0	5.950.7	平戸市大島村の一部	宅地 農地					
260	7	高島漁港海岸 (東地区)	佐世保市高島町地先	(水)	護岸	299m	6.00	佐世保市高島町の一部	農地 道路	高潮対策	高潮対策			
##		佐世保海岸 (暮地区)	佐世保市高島町字春542から470まで	(農)	護岸	173m	6.3	佐世保市高島町の一部	耕作地					
##	7	佐世保海岸 (崎田地区)	佐世保市高島町字崎田127から82まで	(農)	護岸	174m	5.6	佐世保市高島町の一部	耕作地	高潮対策	高潮対策			
263		高島漁港海岸 (西地区)	佐世保市高島町地先	(水)	護岸	362m	4.90	佐世保市高島町の一部	宅地 農地 道路					
##	15	佐世保海岸 (核田地区)	佐世保市高島町字核田1082から1123まで	(農)	護岸	178m	—	佐世保市高島町の一部	耕作放棄地	高潮対策	高潮対策			
265		青島漁港海岸 (北地区)	松浦市星鹿町地先	(水)	護岸	150m	5.2~6.0	松浦市星鹿町の一部	農地					
266	##	青島漁港海岸 (赤岩地区)	松浦市星鹿町地先	(水)	—	—	—	—	—	高潮対策	高潮対策			
##		松浦海岸 (赤岩地区)	松浦市星鹿町青島免字赤岩894から字上畑1088まで	(農)	護岸 消波	798m 569m	—	—	耕作地					
##	##	松浦海岸 (宝浜地区)	松浦市星鹿町青島免字石垣1578から1629まで	(農)	護岸	457m	4.6	松浦市星鹿町の一部	耕作放棄地	高潮対策	高潮対策			
270		星鹿海岸 (宝ノ浜地区)	—	(港)	護岸	590.0m	+3.61 4.66	松浦市星鹿町の一部	森林					

表2-1 海岸保全施設整備の種類、規模、配置及び受益の地域

基本方針	イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域				ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
	No.	ブロック番号	海岸名	地名	所管	種類	新設「◎」改良「○」	施設規模(現況) 延長等 天端高(T.P.m)	施設規模(計画) 延長等 天端高(T.P.m)	受益の地域及びその状況 地域	状況	維持又は修繕の方法	防護施設	整備の方向 配慮事項
長崎県	#	15	松浦海岸 (峠田地区)	松浦市星鹿町青島免字丸島 二369から字崎田419-1まで	(農)	護岸		383m 76m	— —	松浦市星鹿町の一部	農地なし	維持又は修繕の方法 ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的な点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の湧漏や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備の経年変化や劣化・損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への氾濫・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。
				松浦市星鹿町青島免字中島 439から字白岩又64まで	(農)	護岸		570m	—	松浦市星鹿町の一部	農地なし			
	273		飛島海岸 (大谷地区)		(港)	護岸	○	1150.7 +3.36 4.86	687.3	松浦市今福町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	274		飛島港海岸 (水谷地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸		95m	—	松浦市今福町の一部	宅地		高潮対策	
	275	14	飛島港海岸 (大泊地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸		195m	—	松浦市今福町の一部	宅地		高潮対策	
	#		松浦海岸 (飛島地区)	松浦市今福町飛島免字大泊 191から字風突谷33まで	(農)	護岸		160m	—	松浦市今福町の一部	農地なし		高潮対策	
	277	15	黒島港海岸 (北西部地区)	松浦市黒島町地先	(水)	—		—	—	—	—		高潮対策	

第3編

海岸保全に関するその他の重要事項

イ. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

松浦沿岸は総延長 1,175km、隣接する関係市町は 5 市 1 3 町 1 村に及び、本計画策定区域に関する「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全基本計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

(1) 関連する諸法

- ・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法、砂防
法、社会資本整備重点化法等

- ・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある
野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に
関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法、公害対策基本法、大気汚染防止法、騒音規
制法、振動規制法、悪臭防止法、水質自然保護法

- ・ 土地改良法

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律

(2) 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川
整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長期総合計画、関連市町村総合計画等）
- ・ 環境基本計画、関係市町村環境基本計画

ロ. 関係行政機関との連携調整

海岸保全施設整備の実施にあたっては、海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

ハ. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう実施段階においても現地見学会や勉強会等を実施し、海岸保全に関する地域住民の意識の向上を図ることで、将来的な維持管理等にも積極的に参加できるような環境を形成して行く。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じて説明会や広報誌を通じた情報の配信を進め、事業の透明性の向上を図るため海岸整備に関する情報を広く公開する。

二. 調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

ホ. 計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容などを点検・整理し、適宜見直しを行うものとする。